

雲南市男女共同参画年次報告書

気づいて築くうんなんプラン

(令和3年度実施状況)

令和4年度

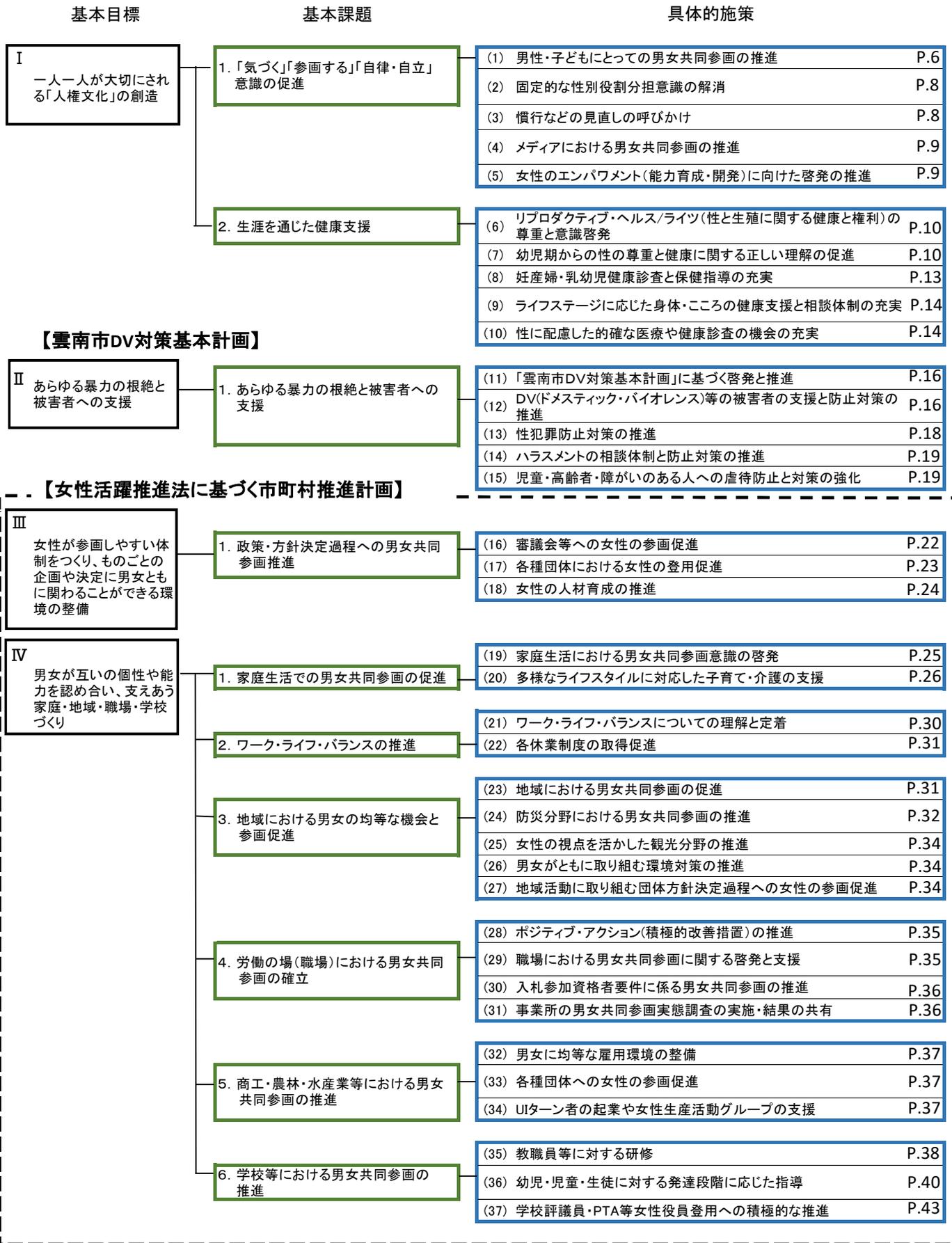
雲南市

目 次

第 1 章	男女共同参画施策の推進状況……………	3
第 2 章	具体的施策の実施状況 ……………	6
第 3 章	数値目標の進捗状況 ……………	5 7
資料編	……………	5 8

本書は、雲南市男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、令和 3 年度の雲南市の男女共同参画施策の実施状況についてまとめたものです。

第2次雲南市男女共同参画計画【改定版】 施策体系図



基本目標	基本課題	具体的施策
V 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備	1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	(38) 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 P.43 (39) 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実 P.45
	2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備	(40) 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実 P.46 (41) 多文化共生意識の高揚 P.47
	3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進	(42) ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実 P.48
	4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応	(43) 相談体制の強化と関係機関との連携 P.50 (44) 自立に向けた指導支援の充実 P.50
VI 総合的な推進体制の整備	1. 市役所推進体制の充実	(45) 市民と協働の推進体制の確立 P.51
		(46) 庁内推進体制の強化 P.52
		(47) 計画の進行管理・評価・分析・見直し P.52
		(48) 男女共同参画に関する意識啓発 P.52
		(49) 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し P.53
	2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備	(50) 相談窓口体制の充実 P.53
		(51) 女性職員の管理職育成と積極的登用 P.53
		(52) 各休業制度取得促進 P.54
	3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化	(53) ハラスメント防止と相談体制の充実 P.54
(54) 男女共同参画センターの周知と活用 P.56		
(55) 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実 P.56		
		(56) 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用 P.56

第1章 男女共同参画施策の推進状況

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、とりわけ女性の生活や雇用に大きな影響を与えおり、男女共同参画・ジェンダー平等の遅れが改めて顕在化し、同時にこれまで見過ごされてきた潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題（例えば、経済的・精神的DV、ひとり親家庭、女性・女兒の窮状、女性の貧困など）が課題として社会に共有されました。それゆえに、すべての人々の人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの推進がより一層重要視されています。

雲南市においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けながら「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」 「雲南市DV対策基本計画」 「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」に基づいた各施策をすすめるためには、引き続きオンラインの利用や規模を縮小し、感染症対策に配慮した形での研修開催、また、研修に代わる啓発など新たなかたちでの啓発活動を実施しました。

基本目標Ⅰ. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」では、「男女の人権の尊重」を基本理念の一つに掲げています。男女共同参画の推進には男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく平等に扱われ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが大切です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、未知の病気への不安から感染者やその関係者、医療従事者などへの偏見や差別を生み、人権が侵害される事態を招きました。

また、外出自粛による在宅時間の増加は女性が家事・育児等「家族のケア」に要する時間の増加につながり、未だ家庭内での固定的性別役割分担意識の解消には至っていないことを顕在化させました。そこで、年間を通じて今こそ家庭内での役割分担を見直し、家族で力を合わせてコロナ禍を乗り越える必要性があることを訴えました。

基本目標Ⅱ. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

暴力は重大な人権侵害であり、だれもが安全に、安心に暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会実現のための大前提となるものです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、とりわけ女性へ深刻な影響を与えており、全国的に就業面では様々な産業において女性が多くを占める非正規労働者を中心に雇用情勢が悪化し、生活面ではコロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDV（*用語解説P.67参照）相談件数が増加し、女性の被害割合が高くなっています。

令和3年度の女性相談延べ件数は247件（対前年比94.2%）、実人数は43人（対前年比134.3%）と、実人数は増加しました。女性相談延べ件数のうち、DV相談延べ件数が48件、離婚に関する相談が136件と大半を占めました。相談内容に応じて庁内各課、関連機関と連携し、適切な対応に努め、中でも児

童虐待とDV被害は同時に起こっている場合もあることから、一体的な支援の強化を今後も図っていく必要があります。

基本目標Ⅲ.

女性が参画しやすい体制をつくり、 ものごとの企画や決定に男女ともに関わることのできる環境の整備

「第2次雲南市男女共同参画計画～気づいて築くうんなんプラン～」では、令和7年3月までに政策や方針決定の場である審議会等において「男女いずれかの委員数が、委員総数の40%」となるよう目標を定めています。

令和3年度末現在における審議会等の女性参画率は27.0%で、令和2年度末現在と比較し2.6%向上しました。（詳細は「雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況」参照）

具体的な取組として、平成29年3月に作成した「雲南市審議会等における女性登用率向上のための協議について」のガイドラインに基づいて、審議会等の改選時・新設時に担当課と協議を行い、市役所職員に女性委員登用の必要性を理解して、登用率向上につなげる取組を行いました。併せて、関係機関等と連携した女性の人材情報の収集を行いました。

地域へ向けては、地域自主組織役職員を対象に防災をテーマに研修を実施し、地域活動への女性参画を呼びかけました。

基本目標Ⅳ.

男女が互いの個性や能力を認め合い、支えあう家庭・地域・職場・学校づくり

平成30年度に実施した市民意識調査の結果において家庭での家事、育児、介護・看護は「主として女性」という回答が大半を占めており、女性の負担が大きい現状が続いていることが分かります。その現状に、在宅時間の増加による負担が女性にのしかかったであろうことは容易に想像できます。家庭内での性別による役割分担意識を見直し、女性が社会に参画しながら、安心して子育てや介護ができる環境づくりが必要です。

また、仕事とそれ以外の時間とのバランスについて不安や悩みを抱える人も男女ともに5割近くに上ります。仕事や家庭、地域生活などのバランスをうまく取ることは、多様な生き方や働き方の選択、自分らしく安心した生活の実現、企業の優秀な人材確保につながるとされています。

令和3年度も介護や子育ての支援、情報提供を行い、放課後児童クラブなどの施設や市営住宅の整備を実施しました。今後もニーズに応じた事業整備、サービスの充実に取り組みます。

また、地域での男女共同参画をすすめ、性別に関わりなく、だれもが地域活動に参画していけるよう地域自主組織を対象とした研修を行いました。労働の場における男女共同参画の確立に向けては、「子連れオフィス」の活動支援、働く女性を対象としたスキルアップセミナーも開催しました。

幼児・児童・生徒に対しては、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期から人権尊重、男女共同参画の視点に立った教育を受けることが大切であり、学校等において発達段階に応じた指導、啓発を行

いました。また、教職員、保育者自身が人権について正しい理解と意識を高めるための研修を行いました。

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

だれもが孤立せず、社会参加を通していきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現には、高齢者や障がいのある人、外国人市民、ひとり親家庭等、生活困窮など様々な困難を抱える人すべてが安心して暮らせる環境の整備が必要です。

令和3年度は、長引くコロナ禍の影響で自宅に引きこもりがちな高齢者に対して、安心安全に暮らせるよう声かけなどの取組が行われました。また、「雲南市多文化共生推進プラン」に基づき、「やさしい日本語」を使用した新型コロナウイルス感染情報の発信や地域住民と在住外国人の参加による避難訓練を実施するなどの取組がありました。

障がい者福祉施策においては、「雲南市障がい福祉計画」及び「雲南市障がい児福祉計画」に基づき施策の推進に努めました。

ひとり親家庭等への支援においては、関係部局が連携して相談者の課題解決に向けた支援を行い、就学援助制度については、令和3年度のタブレット端末配布に伴うオンライン学習通信費の支給を行いました。

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

「男女共同参画」は単なる一行政分野にとどまらず、あらゆる行政の施策を網羅する総合的な取組であり、市役所職員一人一人が「男女共同参画の視点」を持って業務に取り組む庁内体制の強化が必要です。また、男女共同参画推進モデルとしての市役所を誰もが働きやすい職場としていくためにも固定的性別役割分担意識にとらわれない個人の能力を活かす適切な人員配置や女性管理職の積極的な登用（登用率25%）を目指しています。

令和3年度の管理職に占める女性管理職の割合は24.3%まで向上しましたが、管理職登用前の早期退職等の現状を踏まえた支援や環境整備は引き続き行う必要があります。

第2章 具体的施策の実施状況

基本目標Ⅰ. 一人一人が大切にされる「人権文化」の創造

I-1. 「気づく」「参画する」「自律・自立」意識の促進

施策番号1 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成は男性や子どもが、より暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、広報・啓発活動、学習機会の提供をします。また、男性の意識改革、生活・自立能力を高める取組を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・男女共同参画月間にあわせ、啓発を行った。</p> <p>オリジナル絵本の読み語り 小学校3か所、保育所1か所</p> <p>【期間外実施】 認定こども園1か所 関連絵本の展示 市立図書館3か所</p> <p>【期間外実施】小学校2か所 ケーブルテレビでの啓発番組放送 放送期日：令和3年6月23日(水)～25日(金) 放送内容：男女共同参画とは 市内図書館での推進月間展示及び 図書を紹介 上代タノ企画展示の紹介 市報うんなんへ特集記事の掲載</p> <p>・「自分らしさを育てる講座」 ～男女共同参画オリジナル絵本の読み語り～ の開催 開催日：令和3年4月6日(火) 対象：三刀屋児童クラブ 利用児童 内容：日本語と英語による絵本の読み語り 「はしのうんどうかい」(島根県男女共同参画サポーター作成)他 目的：普段の生活の中で見られる「固定的な性</p>	<p>●グランパ i n 雲南(男性の読み語りグループ)を講師に絵本の読み語りをとおして、児童への意識啓発を行った。</p>	<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>別役割分担意識」を見直すきっかけづくり、また、他者を尊重しながら自分らしく生きる視点を養うことを目的に開催。</p> <p>・「両親（父親）セミナー」の開催 （島根県等と共催） 開催日：令和3年10月16日（土） 対象：これから赤ちゃんを迎える夫婦（妊娠5～8か月頃） 目的：男性の家事・育児参加の促進を図ることで、夫婦で協力しながら子育て期を過ごすことができるよう、妊娠、出産、育児の各場面で大切にしたい心構え技術について一緒に学ぶ。</p> <p>・男女共同参画に関する書籍・資料・DVDの充実を図り、小学校等へ貸出を行った。</p> <p>・6町ごとに特設人権相談の設置及び街頭での啓発活動を行った。</p> <p>・市報・公式LINE・フェイスブックへ男女共同参画推進月間・週間、人権週間等の記事を掲載した。</p> <p>・永井隆平和賞発表式典を開催した。</p> <p>◆令和2年度分 開催日：令和3年4月18日（日） ※本来は令和2年9月13日（日）に開催予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策の一環で延期し、永井隆記念館の竣工式に併せて発表式典を開催した。 参加者：約60名</p> <p>◆令和3年度分 開催日：令和3年9月12日（日） ※規模を縮小して開催 参加者：約60名 内 容：「愛」と「平和」を題材とした作文・小論文を募集し、入賞者の発表と最優</p>	<p>●家事・育児について夫婦で話し合うよいきっかけとなった。</p> <p>●男性の意識改革に繋がった。</p> <p>▲継続的に開催し、男性の家事・育児の参画を推進する必要がある。</p> <p>●しまね女性センターの図書も利用し、より充実した貸出ができた。</p> <p>●市報だけでなく、公式LINE・フェイスブックへ記事を掲載し、個人へ直接情報を届けることでより高い意識づけの効果を得られた。</p> <p>●「平和を」の精神を次の世代を担う子どもたちに伝え、人類普遍のテーマに取り組む機会と出会いの場を提供した。また、この取組を通じて、人権についても改めて考えてもらう機会にもなっている。</p> <p>●永井隆記念館のリニューアルにより、「如己愛人」「平和を」の思いをさらに多くの人へ伝えることができたようになった。</p>	<p>人権センター</p> <p>広報公聴課</p> <p>社会教育課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
秀賞受賞者による作品の朗読を行った。		

施策番号2 固定的な性別役割分担意識(*用語解説 P.67 参照)の解消

男女がともに個性・能力・適性・生き方をジェンダー(*用語解説 P.67 参照)に囚われることなく、相互に尊重し、自律・自立意識の促進を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・男女共同参画セミナーの開催</p> <p>講演「地域における男女共同参画～防災・減災・復興の視点から～」</p> <p>開催日：令和3年11月5日（金）</p> <p>対象：地域自主組織 役職員</p> <p>目的：性別に関わりなく、誰もが地域活動に参画していけるよう地域活動の中心である地域自主組織の役職員から意識を変革してもらうことを目的に防災をテーマに研修会を開催。</p> <p>「家庭介護教室～家族で支え合い、共に暮らす～」</p> <p>開催日：令和3年11月29日（月）</p> <p>対象：温泉地区地域自主組織 ダム湖の郷 福祉推進員、自治会長等</p> <p>目的：女性だけでなく、男性も家庭での看護や介護の知識を身につけ、家族が互いに思い合い、支え合えるようになることを目的に開催。</p>	<p>●研修会により、研鑽を深めることができた。</p> <p>▲男女共同参画に関する研修機会は毎年行い、継続的に取り組んでいく必要がある。</p>	男女共同参画センター

施策番号3 慣行などの見直しの呼びかけ

人々の意識の中に形成された「性別役割分担意識」の解消を促すとともに、わかりやすく且つ効果的な資料、学習機会の提供を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・人権・男女共同参画パネル展の実施</p> <p>【市内】1か所</p> <p>*地域イベントが中止となったため</p> <p>・男女共同参画セミナーの開催【再掲】</p>	<p>▲令和4年度は地域のイベントが中止となることも想定し、パネル展示を行う機会を検討する必要がある。</p> <p>●研修会により、研鑽を深めることが</p>	男女共同参画センター

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>「<u>家庭介護教室～家族で支え合い、共に暮らす～</u>」</p> <p>開催日：令和3年11月29日（月）</p> <p>対象：温泉地区地域自主組織 ダム湖の郷 福祉推進員、自治会長等</p> <p>目的：女性だけでなく、男性も家庭での看護や介護の知識を身につけ、家族が互いに思い合い、支え合えるようになることを目的に開催。</p>	<p>できた。</p> <p>▲継続して研修を実施し、女性の参画を呼び掛ける必要がある。</p> <p>▲特に役員改選時期に合わせた研修・推進機会を設けていく必要がある。</p>	

施策番号4 メディアにおける男女共同参画の推進

メディアが市民の意識形成に影響することを考慮し、人権尊重の視点に留意するとともにメディア・リテラシー（*用語解説 P.67 参照）の向上を支援します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・島根県が作成した「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」を市内地域自主組織へ配布を行った。また、「男女共同参画に関するフリーイラスト素材」の活用についても周知した。 ・男女共同参画推進委員会からの指摘を受け、市報内のコーナーについて表現を変更した。令和4年度からはコーナーのリニューアルを行う。 	<p>▲市役所職員への啓発を実施する必要がある。</p> <p>●人権に配慮した表現に変更したことで、より広く市民が応募できるコーナーとなった。</p> <p>▲常に市報・ホームページにおける表現について、男女共同参画・人権尊重の視点でのチェックを行う必要がある。</p>	<p>男女共同参画センター</p> <p>広報広聴課</p>

施策番号5 女性のエンパワメント（能力育成・開発）（*用語解説 P.67 参照） に向けた啓発の推進

女性の「自律」（自ら決定し、実行する力）と「自立」（他者に依存することなくいきいきと生きる力）に向けた意識啓発と能力開発を進めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性のスキルアップセミナー導入編の開催（しまね女性センター等と共催） <p>開催日：令和3年6月24日（木）</p>	<p>●周知を行った企業等から申し込みがあり、働く女性を対象としたセミナーのニーズを把握し、次年度以降</p>	<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>対象：企業等で働く若手・中堅女性社員</p> <p>目的：様々な分野で働く女性を対象に、職場で能力を発揮し、活躍するための講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県及びしまね女性センター作成の啓発資料や各種制度・セミナー案内を配布し、情報提供を行った。 ・各種機関の研修、セミナーの周知に努めた。 	<p>の継続的な取組につながった。</p> <p>▲リモート会議が増えてきているものの、研修機会はコロナ前に戻っていない印象。</p>	商工振興課

I-2. 生涯を通じた健康支援

施策番号6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) (*用語解説 P.67 参照)の尊重と意識啓発

妊娠・出産など、性差による健康上の問題を正しく理解できるように、学習機会を提供します。また、相談体制の充実を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・電話による相談支援 ・母子健康手帳発行時に全妊婦にマタニティアンケートを実施し、必要時相談機関、関係機関と連携して支援を行った。 	<p>▲今後も継続して相談支援を行っていく必要がある。</p> <p>●母子保健コーディネーター、保健師等の専門職で丁寧な個別支援を行った。</p>	健康推進課

施策番号7 幼児期からの性の尊重と健康に関する正しい理解の促進

ジェンダーにとらわれず、「自分らしく」生きていくため、「性」を正しく理解し、尊重することができるよう幼児期から取り組みます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員・保育士への研修の充実 <u>保育所(園)・認定こども園(*用語解説 P.68 参照)・幼稚園での取組</u> ・保小中高連携し、職員対象で人権研修(ジェンダーについて)を行った。 	<p>●毎年人権研修を行うことで、意識した関わりを行うことができている。</p> <p>●性の多様性の研修を通して、それだけにとらわれず一人一人がその子らしく生きていくための自分の関</p>	子ども政策課

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・性に関する研修を受講した。</p> <p>・性の多様性に対する指導を学ぶ研修会に参加した。</p> <p>・幼稚園・保育所・こども園ジェンダー研修 保育所内事例をあげ、所内で語り合った。</p> <p>・性に対する正しい知識を学ぶ機会の提供 <u>保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組</u></p> <p>・毎月誕生会を行い、自分は愛されている、生まれたことに感謝する気持ちを育てている。また、周りの子ども誕生児が喜ぶようなお楽しみを考えたり、祝う気持ちを大事にしたりする機会にもしている。(保護者からのメッセージを寄せてもらう取組あり)</p>	<p>わり方や意識のもち方に向き合うことができた。</p> <p>▲保育現場では、全員研修に参加することができない。日々、子どもの姿を語り合う場を設けることが必要である。</p> <p>▲保育の現場だけでなく自分を取り巻く周囲の人との関わりに着目することができた。人としてのあり方や考え方を学ぶ研修を続けていきたい。</p> <p>●性の多様性に対する意識が高まった。</p> <p>▲事例を通して、継続的に研修をすることが必要である。</p> <p>●具体的事例をあげることで、みんなで考える場ができ、意識した取組となる。</p> <p>▲事案に対して情報を共有し取り組めるよう進めていく必要がある。</p> <p>●自尊感情を育むことにつながっている。</p> <p>●友達一人一人を大事に思う気持ちが育まれている。</p> <p>●保護者も子どもが生まれてきた時の喜びを思い出す機会となった。</p> <p>●家庭での話題の元になったり、友達の誕生を自分のことのように喜び合える機会となった。</p> <p>▲子ども達を中心にした取組の様子を丁寧に伝え、その大切さを保護者</p>	

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・バースデープロジェクト(*用語解説 P.69 参照)チームによる『こっころバースデー講座』を4, 5歳児と保護者を対象に実施。</p> <p>・日常において着替えをすることが多い。水着や下着で隠しているところはとても大切なところであることを子どもたちに継続して知らせた。</p> <p>・各小中学校において年間指導計画に基づき、特別活動や体育・保健体育の授業を中心として、発達段階に応じた「性に関する指導」を行った。</p>	<p>と共有する。</p> <p>▲誕生会から相手のことを考え思いやる気持ちにつなげていきたい。</p> <p>▲保護者が子どもとのより良い関わりを意識する機会になるよう発信していきたい。</p> <p>▲引き続き、保護者への啓発をし、命の大切さや人を思いやる心を育てていくことにつなげていきたい。</p> <p>●自分の命がどのように祝福されて誕生したのか知ることができた。</p> <p>●保護者は当時のことを思い出すきっかけとなり、「生まれてきてくれてありがとう」という思いを言葉で伝えることの大切さを感じることができた。</p> <p>▲子や親にとって大事な活動である。引き続きこの活動を取り入れていき、『いのち』の大切さを伝えていく機会をもち、人を思いやる心の育ちを支えていきたい。</p> <p>●これまで当たり前に行ってきたことも、人権の視点で見直している。</p> <p>▲職員全員で徹底できるようにしたい。</p> <p>●派遣指導主事等によるLGBTQ(*用語解説 P.69 参照)など新たな人権課題に対する児童生徒への指導や教職員研修が積極的に行われており、理解も進んできている。</p> <p>▲今後も「性に関する指導」の充実に努める。特に、性の多様性に係る実践事例を収集し、学校間で共有できるようにする。</p>	<p>学校教育課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
に対し整備基準を満たすよう指導を行った。		

施策番号 9 **ライフステージ** (*用語解説 P.69 参照) **に応じた身体・こころの健康支援と相談体制の充実**

多様化する生き方に応じた身体・こころについての理解を深めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・気づく・つなぐゲートキーパー(*用語解説 P.69 参照) 養成研修 4回 ・心のサポーター養成研修 保健師 2名受講 ・引続きのコロナ禍にあって、外出自粛等が続いたが、幼児から高齢者への運動プログラム、運動指導などに取り組んだ。特に女性に活躍いただいている地域運動指導員の地道な取組が続けられている。また、新たな取組として、青壮年期へのアプローチとして、子育て中の母親を主とした「子育て応援ストレッチ」(*用語解説 P.70 参照)の普及啓発に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●出席者からは「傾聴や共感的態度を実践できる」、「今後活かせる」という感想あり。 ▲引き続き、気づく・つなぐゲートキーパー養成研修を実施し、地域ぐるみで進める自死防止対策を推進する。 ●「子育て応援ストレッチ」については、リーフレット、動画の作成などにより普及啓発を行ったが、リーフレット配布先から指導に来てほしいとの要望もあり、指導を行った。 ▲青壮年期の身体活動の不足(不活動)は生活習慣病のリスクを高める要因の一つである。 不活動対策として、情報発信と自然に健康づくり、疾病予防ができる仕組みや環境づくりについて、多職種、多機関との連携を図り取り組むことが必要である。 	<p>健康づくり政策課</p> <p>研究所うんなん</p>

施策番号 10 **性に配慮した的確な医療や健康診査の機会の充実**

性差医療(*用語解説 P.70 参照)の情報提供と身体・こころの健康に関する理解と受診に向けた取組を進めていきます。また、個に対する医療の在り方を尊重します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内全戸に「成人健診のしおり」を配布し、各種検診の受診方法を周知した。 ・土日検診の実施や個別検診の委託医療機関拡充により就労世代が受診しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●市外乳がん検診委託先を1か所、子宮頸がん検診委託先を1か所追加した。 ●新型コロナウイルス感染症や豪雨 	保健医療介護連携室

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節目年齢を対象に無料クーポン券を配布し受診に向けた動機づけを行うとともに未受診者に対し個別受診勧奨を実施した。 ・乳がん・子宮頸がん検診、HPV 検査を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん検診受診数 952 人 ・乳がん検診受診数 742 人 ・精密検査未受診者には個別受診勧奨を実施した。 ・例年は、イベント会場や健診会場等で子宮頸がんや乳がんにかかる啓発事業を実施しているが、新型コロナウイルス感染防止のためボランティアスタッフによる啓発活動は実施できなかった。 ・特定健診時に前立腺がん検診をオプションで行った。 ・「望まない受動喫煙」について市報で啓発を行った。また、市ホームページにおいて禁煙外来の周知を行った。 	<p>災害により延期した検診もあったが代替日を確保し実施できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個別受診勧奨により検診受診された若い年齢層があった。 ▲がんの好発年齢である壮年期の検診受診者数が少ない状況にある。 ▲受診環境の整備、周知、啓発方法の工夫をしながら継続的に実施する。 ●会場内での新型コロナウイルス感染防止に配慮した受付、問診を実施し、来場者が安心して受診できる環境づくりを図ることができた。 ●未受診者全員への受診勧奨を行い、精密検査の受診状況を把握することができた。 ▲子宮がん・乳がん検診の際は、女性スタッフを配置するよう努めているが、検診委託先職員については配置が困難な時もある。 ●ボランティアスタッフによる啓発活動の代わりに、会場内への啓発媒体の展示、リーフレット配布等を実施した。 ▲コロナ禍での啓発活動の工夫。 ●毎年受診希望者があるため継続的に実施している。 ●市成人健診の結果から、喫煙習慣のある人の割合は、全体で R1 年度に比べ、R2 年度は減少している。 ▲市成人健診の結果から、喫煙習慣のある人の割合は、女性で R1 年度に比べ、R2 年度は増加している。 ▲望まない受動喫煙をなくすための啓発と、禁煙に取り組む人へ禁煙外来の周知を行う。 	<p>健康づくり政策課</p>

基本目標Ⅱ. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

Ⅱ-1. あらゆる暴力の根絶と被害者への支援【雲南市DV対策基本計画】

施策番号11 「雲南市DV対策基本計画」に基づく啓発と推進

国が2014（平成26）年に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「雲南市DV対策基本計画」を「第2次雲南市男女共同参画計画」に盛り込み重点的に推進していきます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、啓発を行った。 「パープルライトアップ」の実施⇒中止 市報うんなんへ特集記事の掲載 告知放送・雲南市 Facebook での啓発 「若年層の性暴力被害予防月間」（4月12日掲載）、「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月5日掲載）の周知 デートDV（*用語解説 P.70 参照）等防止リーフレットを配布した。 デートDV防止出前講座 200部 雲南市成人式 350部 女性相談カードの配布 母子手帳交付時 デートDV防止講座 200枚 雲南市成人式 350部 周知媒体を妊産婦に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ライトアップをきっかけとして、あらゆる暴力の防止を市民へ啓発する必要がある。 ▲カードの配布機会・設置場所の拡大を検討する。 ▲「やさしい日本語」でのカードの作成を検討する必要がある 	<p>男女共同参画センター</p> <p>健康推進課</p>

施策番号12 DV等の被害者の支援と防止対策の推進

予防啓発活動などにより、DV等は重大な人権侵害であるという意識の徹底を図ります。被害者の立場に立った相談体制の充実と適切な対応ができるよう、相談窓口担当者の資質向上と関係機関の連携を図ります。また、DV等の被害者支援の充実を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 雲南圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会（県主催）【書面開催】 女性に対する暴力対策関係部局庁内連絡会会議の開催し、研修及び関係機関との意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年度初めに開催することにより、各課での支援内容や現状を把握した上で、連携してきめ細やかな被害者 	<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>開催日：令和3年4月14日（水） 出席者：庁内15課、関係機関3機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学3年生を対象としたデートDV防止出前講座を開催した。 【共催】5校 【自主開催】2校 ・ DV防止セミナーの開催 開催日：令和3年9月9日（木） 対象：加茂まちづくり協議会 生涯学習部会、健康福祉部会 会員 目的：他者と自分の違いを受け入れ、互いに認め合って生きることの大切さを学び、ストレスのない人間関係を作ることを目指し、配偶者及びパートナーが互いに尊重し合える関係になることで「DVを生まない社会づくり」を目指す。 ・ 「女性相談窓口」として、相談支援を行った。 相談延件数：247件 相談実人数：43人 ※令和3年度雲南市女性相談集計表参照（P.67）。 ・ 女性弁護士相談を年間4回実施した。 相談者総数：15人 *1回は原則電話相談で実施。 ・ 研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めた。 ・ 住民基本台帳の閲覧や住民票の交付制限など、 	<p>支援を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲継続して開催し、庁舎内の関係部署との連携を強化する。 ●若年世代を対象に講座を開催することで、将来のデートDV・DV被害の予防啓発につながった。 ▲市内高等学校については、交友関係がさらに広がる時期であるので、講座実施は有効であると考え、関係機関へ働きかける。 ●本庁舎から離れていることで、人目を気にせず相談できる環境である。 ●各種手続きの際には、関係部局と密に連絡を取った上で相談員が被害者に付き添い、同行支援を行っている。 ▲相談機会を確保できるよう、次年度も実施方法を工夫する。 ▲定員を超える申込みが続いており、令和4年度も引き続き年間4回開催。 ▲多様化する相談内容に対応するため、分野ごとの研修に参加し、資質向上に努める必要がある。 ●各部局が連携することにより、DV 	

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>DV 等被害者に対し住民基本台帳事務における支援措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> • DV 被害者に対し、国民年金、国民健康保険、乳幼児医療、児童手当、福祉医療などの各種手続きの支援を行った。 • 民生委員・児童委員 142 人を委嘱し、身近な相談者として、相談にあたっていただいた。 • DV 被害世帯を公営住宅への入居者選考基準に位置付けている。 	<p>被害者等の保護支援を行うことができた。</p> <p>▲DV 被害者支援については、被害者が重大な状況に直面する危険性があるため、職員の更なるスキルアップ及び関係各課との円滑な連携に今後も務めていく必要がある。</p> <p>(該当世帯なし)</p>	<p>市民生活課</p> <p>健康福祉総務課</p> <p>建築住宅課</p>

施策番号 13 性犯罪防止対策の推進

性犯罪を含む犯罪被害防止に配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> • 自治会等による防犯灯の新設・更新を支援（支援件数 94 件、整備箇所数 132 か所） • 児童、生徒の通学路を中心に防犯カメラの新設（4 か所）を行うとともに、経年劣化した防犯カメラの更新（5 か所）を実施した。 • 公園においては、公園内に死角ができないように植生等の刈り取りや、公園灯の一定の照度を確保するなど安全管理に努めた。 • 学校や地域から要望のあった通学路における危険箇所について、国や県、防災部・建設部、警察等の関係機関と連携してその対策に努めた。 	<p>●防犯灯、防犯カメラ整備による犯罪抑止と、事案発生時のカメラ映像活用による早期解決など。</p> <p>▲防犯灯については、引き続き自治会等による整備を支援していく。市直営による防犯カメラの設置、管理は限界が見込まれるため、今後の整備方針を検討する必要がある。</p> <p>▲公園内の適切な維持管理を引き続き行っていく。</p> <p>●関係機関による「通学路安全推進会議」を開催し、各機関の役割分担を確認し、各機関が対策を行った。</p> <p>▲個人所有の建物や土地など、行政で対応できない箇所については、引き続き改善の要請をしていく必要がある。</p>	<p>防災安全課</p> <p>都市計画課</p> <p>学校教育課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>がい福祉課の2か所とし、両者が連携して対応した。相談実人数：10人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市障がい者虐待防止センター」において障がいのある人に対する虐待に関する相談に対応した。相談実人数 3件 ・例年、年1回開催している「雲南市高齢者虐待防止対策推進協議会」（法務局・警察・民生委員・介護保険事業所、医師会等出席）は新型コロナウイルス感染防止のため、1月に書面会議を行い、取組状況とともに意見等も集約した。 ・県の高齢者虐待専門職チームから、弁護士・社会福祉士の派遣を受けて開催している「高齢者虐待事例検討会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、11月30日開催の1回のみ（例年4回）となった。 ・高齢者虐待防止パンフレットや市報等により市民や関係機関への普及啓発に努めた。 <p><u>保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・何かあればいつでも相談してもらえるように、個人面談やフリー公開日だけでなく、日々の登降園時の保護者と直接話をする機会や連絡帳を利用して、園と家庭との信頼関係構築に努めた。 ・児童の登園時及び降園時における保護者との対応について、勤務シフトの関係で必ずしも担任が接することができない場合があるため、連絡ファイルを作成して、前日夕方のお迎えの時の状況を、翌日の早朝に勤務する職員も把握したうえで、対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲相談内容が複合化・複雑化し、対応が難しいケース、終結しないケースが多くなっている。 ●事業所等と連携しながら対応できている。 ●会議方式による意見交換はできなかったが、書面により意見をいただくことができた。 ●1市2町の高齢者虐待ケースへの対応について、専門職からアドバイスをいただいた。 ▲コロナ禍のため、通常の4回開催はできなかったが、対応が急がれるもの、なかなか進展しないケースは個別に相談している。 ●徐々にではあるが、高齢者虐待の意味や通報先等について理解が進みつつある。 ▲予防啓発については難しいため、検討する必要がある。 ●保護者との良好な関係を築けている。 ●体調確認や確認事項等、担任でなくても保護者と会話することができ、園全体で保育していることが分かると、保護者から安心感を持ってもらえた。 ▲保育者のコミュニケーションスキ 	<p>子ども政策課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・各クラス個人面談を行った。 ・園内委員会を開き、情報を共有し、連携を図り、よりよい育ちへとつなげていった。 ・クラス懇談・一日保育士・ケース会議等、個に応じた取組、他機関と連携をしっかりと行った。 ・日々の着替えや毎月の身体測定の際に、衣類・持ち物・身体の様子を観察するようにしている。 ・ポスターの掲示、チラシの配布等により保護者へ啓発を行った。 ・全職員対象に雲南市が発行している『教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き』をもとに研修を実施した。 ・「児童相談窓口」として、児童虐待防止などの相談を受けた。 相談数 50件 	<p>ルアップの研修があると良い。日頃から保護者と良好な関係作りに努めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日々の子どもの様子や家庭での様子を伝えあったりする中で、共感し合い、共に子どもの育ちを見つけていくことにつながった。 ●保育所の様子や思いを伝えることができ、理解していただける。また、必要に応じ他機関に繋げることができた。 ▲自分から発信しにくい保護者に対してもこまめにコミュニケーションをとっていく必要がある。 ▲いろいろな機関と連携し、子どもの育ちを支援していけるようにしていくこと。また、保護者への情報提供も必要と考える。 ●身体等に異常が見られた際は園長、主任、看護師への連絡体制をつくり様子観察をした。 ▲被害の事案はなかったが、職員一人一人が意識することができた。 ▲組織で対応する体制づくり ▲ポスター掲示、パンフレット配布以外の具体的な啓発活動を検討すべきである。 ▲DVに関する研修会を充実させると良いと思う。 ▲各園で研修することに加えて市単位で研修することによって必要性や課題の共有を図ることができると思う。 ●児童虐待の早期対応につながった。 ▲相談につながっていない子どもや 	<p>子ども家庭支援課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止月間（11月）には、児童虐待防止に関する啓発を行った。 懸垂幕の掲示 市報・CATV等へ記事の掲載 市役所1階展示コーナーへパネルの掲示 街頭活動：11月中 ・関係機関との連携により、児童虐待の未然防止に取り組んだ。 ・要保護児童対策地域協議会の職員の専門性等の向上を図るため、児童相談アドバイザーを配置した。（H30年度より） ・保護者へ児童虐待に関するチラシを配布し、予防啓発を行った。 ・適切な対応ができるよう各幼稚園、保育所（園）、こども園、小学校、中学校へ「虐待対応マニュアル」を配布するとともに、全教職員等へ「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（ダイジェスト版）」を配布した。 	<p>若者に対しての支援をどのようにしていくかが課題。</p> <p>▲引き続き虐待に関する相談体制を整えていく。</p> <p>▲啓発活動の方法も限られ毎年同じ内容となっているため工夫が必要。</p> <p>●困難な案件について、専門的な意見、アドバイスをもらうことができた。</p>	<p>学校教育課</p>

基本目標Ⅲ. 女性が参画しやすい体制をつくり、ものごとの企画や決定に男女ともに関わることのできる環境の整備

Ⅲ－1. 政策・方針決定過程への男女共同参画推進

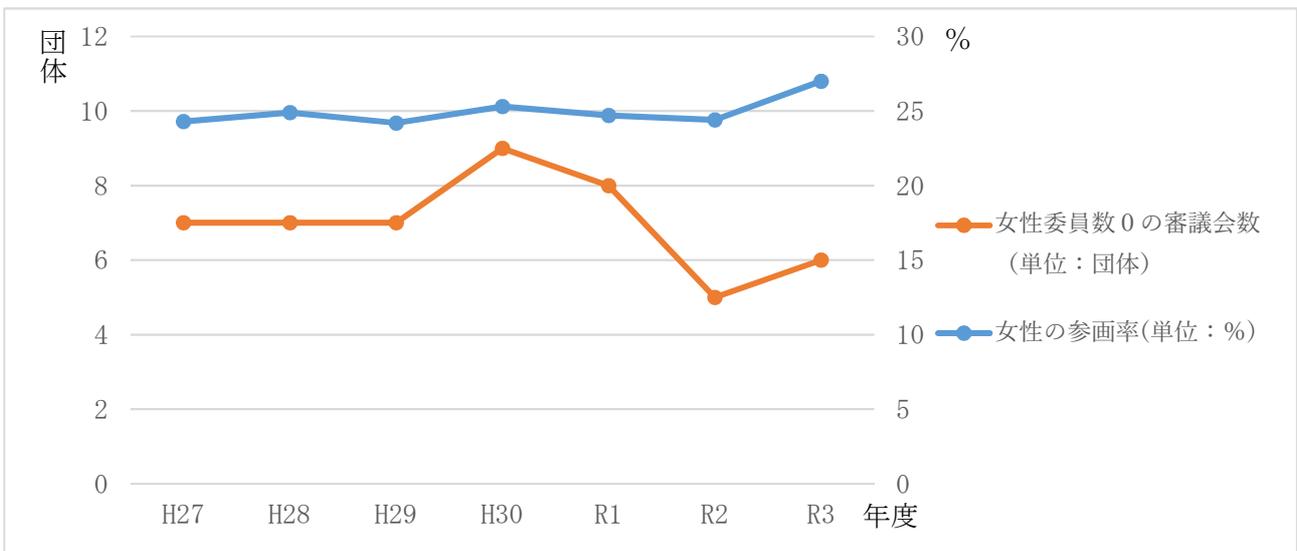
施策番号16 審議会等への女性の参画促進

審議会等への女性の登用促進の方策を検討します。女性委員比率の向上と女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市男女共同参画推進本部会議及び連絡会議において、部局内での周知及び参画率の向上 		<p>全課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>に向けた取組を呼び掛けた。</p> <p>① 雲南市における審議会等の女性の参画率 令和4年3月末：27.0%</p> <p>② 女性の委員がいない審議会 令和4年3月末：6審議会（50審議会中）</p> <p>・「審議会等への女性登用ガイドライン（事前協議）」に基づき、事前協議を実施した。</p> <p>【R3年度実施件数】3審議会</p> <p>・令和2年度中に制定した「雲南市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」に基づき、令和3年度から活動を開始した「雲南市いじめ問題対策連絡協議会」について、男性委員と女性委員の割合をほぼ同数とした。</p> <p>委員数17名（男性8名、女性9名）</p>	<p>▲地域自主組織を通して選出依頼する委員への女性登用を働きかける必要がある。</p> <p>●いじめ防止等の取組において、様々な立場における幅広い意見集約を行うことができるようになった。</p>	<p>男女共同参画センター</p> <p>学校教育課</p>

■ 雲南市における審議会等（法令・条例）への女性の参画状況 ～令和3年度の参画状況を比較～



※平成27年度末～令和3年度末で審議会等の増減それに伴う現員数減により参画率を求める際の分母数が異なる。

施策番号 17 各種団体における女性の登用促進

登用促進の方策を検討し、女性の委員比率の向上と女性委員のいない団体等の解消に努めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・男女共同参画セミナーの開催【再掲】</p>	<p>●研修会により、研鑽を深めることが</p>	<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>講演「地域における男女共同参画～防災・減災・復興の視点から～」</p> <p>開催日：令和3年11月5日（金）</p> <p>対象：地域自主組織 役職員</p> <p>目的：性別に関わりなく、誰もが地域活動に参画していけるよう地域活動の中心である地域自主組織の役職員から意識を変革してもらうことを目的に防災をテーマに研修会を開催。</p> <p><自治会長の女性参画率>（R3年度）</p> <p>大 東 1人／144人（0.7%）</p> <p>加 茂 1人／56人（1.8%）</p> <p>木 次 4人／113人（3.5%）</p> <p>三刀屋 7人／111人（6.3%）</p> <p>吉 田 0人／16人（0%）</p> <p>掛 合 3人／62人（4.8%）</p>	<p>できた。</p> <p>▲男女共同参画に関する研修機会は毎年行い、継続的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>地域振興課</p> <p>男女共同参画センター</p>

施策番号 18 女性の人材育成の推進

女性の人材育成と人材情報の充実を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会委員を通じて、各部署へ県女性人材リストへの登録推薦を依頼した。 ・審議会等への女性登用に係る事前協議の際に県女性人材リストの活用について周知した。 ・各種団体作成のポスターなどのツールにより周知に努めた。 	<p>●推薦にまでは至らなかったが、各部署での女性人材の情報収集につながった。</p> <p>●各種制度やコロナ対策事業相談などは、女性経営者、女性会社幹部の方にお越しいただく場面がある。</p> <p>▲リスト作成までには至らなかった。</p>	<p>男女共同参画センター</p> <p>商工振興課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
	できるよう進めていく必要がある。	

施策番号20 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

女性が社会に参画しながら、安心して子育てや介護ができる環境づくりの支援をします。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 市報において、子育て支援サービスなどの情報提供を行った。(子育てポータルサイト、雲南アプリの管理はうなん暮らし推進課へ移管) 子ども医療費助成制度について、平成27年7月からこれまで小学生まで医療費を無料化としていたのを中学生までに拡大している。 高齢者福祉ハンドブックや介護保険パンフレットの配布、市報うなんへの掲載により制度等の周知に努めた。 特別養護老人ホームへの入所申込み実態調査を年2回実施し、待機者の状況を把握した。 地域包括支援センターを高齢者の総合相談窓口として周知するとともに、連携して高齢者に係る相談支援を実施。 認知症キャラバンメイトや社協と連携して認知症サポーター養成講座を開催し認知症に関する正しい知識の普及啓発を実施。(4回開催、62人参加) 乳幼児健診は、乳幼児の発達・発育の確認、早期支援、生活習慣病の予防等を目的に取り組んだ。 子どもの心を育てることを目的としたブック 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して受診できる環境を整備し、子どもの疾病の早期発見、早期治療につなげることができた。 ●制度改正等により定期的な改訂を行っている。 ●地域包括支援センターの業務委託先である社会福祉協議会内において、生活困窮者に関する相談を一元的に受け取ることができ、相談者への支援につながった。 ▲地域包括支援センターの更なる周知と、関係機関とのネットワーク構築による相談支援体制の強化を図る必要がある。 ▲認知症サポーターに対し、ステップアップ講座を開催し、地域での見守りや生活の困りごとを支援する体制を整備する。 ●絵本の読み聞かせにより、こどもの 	<p>広報広聴課</p> <p>市民生活課</p> <p>長寿障がい福祉課</p> <p>保健医療介護連携室</p> <p>健康推進課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>スタート事業により、全ての子どもに絵本を手渡し、読み聞かせの大切さについて伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減メディア（スマートフォン等）について、掲示物による啓発などを行った。親子の触れ合い遊びを促進するためのリーフレットを、母子保健推進員の訪問の際に手渡している。 子育てに関する情報をひとまとめにした子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て。雲南市」や雲南市ホームページ、市報うんなんを活用し、子育て支援に関する制度やサービスの情報発信を行った。 子育てポータルサイト、雲南市ホームページや市報うんなんに毎月、子育て支援センター、園開放、園庭開放に関する情報を掲載した。 0歳児から小学校低学年までの発達段階に応じた運動遊びを、心と体の両面から体系的にまとめた「雲南市幼児期運動プログラム〈実践編〉」を活用して保育士等への研修を実施し、保育の中で実践した。 放課後児童クラブは全15小学校区中11か所で開設した。 11月に寺領児童クラブを移転し、定員を増やした。 <p>●児童の放課後児童クラブへの移送体制を整備し、引き続き実施している。</p> <p>平成29年4月～ 西日登小学校 平成30年4月～ 鍋山、田井小学校 平成31年4月～ 吉田小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模修繕事業により施設修繕を行った。（水 	<p>心を育てることにつながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲インターネットにより情報収集する傾向はますます強まり、雲南市ホームページや子育てポータルサイトなどでの情報発信に今後も力を入れていく必要がある。併せて広報誌での情報発信にも引き続き力を入れていく。 ●市としての統一の考え方に基づいた保育を行い、質の確保と向上につながった。 ▲放課後児童クラブの開設にあたっては個別の利用希望調査を実施しニーズ把握に努めている。 ●受け入れ児童数の拡大につながった。 ▲今後、施設整備を要する際には、既存の施設を活用するよう、国から通知があるため、老朽化、手狭な施設については、既存施設の改修で対応していくこととしている。 ●受け入れ児童数の拡大につながった。 	<p>子ども政策課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>道関係、遊具、園庭等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策で、消耗品を整備した。(消毒液、紙タオル、不織布マスク他)。 ・認定こども園への移行 <u>幼保連携型認定こども園</u> 木次こども園 <u>幼稚園型認定こども園</u> 大東こども園 海潮こども園 斐伊こども園 三刀屋こども園 西こども園 <u>保育所型認定こども園</u> 吉田保育所 田井保育所 掛合保育所 加茂こども園 <p>・様々な保育ニーズに応えるため、2施設に分かれている木次こども園の一体化施設の建設を進め、令和3年4月からの開園し、利便性を向上させた。</p> <p>・令和元年7月から市内初の企業主導型保育施設ニチイキッズ雲南きすき保育所が開設された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園から移行する「認定こども園」については、新たに保育機能を付加するので、増加する保育ニーズに応えることが可能となった。 ●保育所から移行する「認定こども園」については、幼稚園のない地域で1号児(幼稚園児に相当)の受け入れが可能になった。 ●計画に基づき認定こども園化を進めると共に、待機児童解消に向けて、新たな教育・保育施設の整備も必要となっていたところ、民間による施設整備が行われ、待機児童解消に結び付く動きとなった。 ▲雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、市内の就学前児童及び小学校児童を持つ保護者に対し、現在の就労状況や幼稚園や保育所など子育て事業の利用状況及び今後の利用希望や子育てに関するニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料としている。その基礎資料に、これまでの実績等を加味し子ども・子育て会議で検討を行い必要な支援事業の見込量を算出している。 ●定員の増、土曜日の預かり時間の拡大、延長保育の開始、一時預かりの開始、看護師配置など、保育サービスの向上につながった。 ●企業主導型地域枠での利用が可能となり、3歳未満児の待機児童の減少につながった。 	

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育料は、国基準の6割とする軽減制度を設け、保育料の土曜減免（保育料の2割軽減）、平成27年度より18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童であれば教育・保育施設の保育料を無料とする「第3子以降保育料の無料化」を実施している。 ・平成30年4月から、私立、公立委託保育所が待機児童解消のために予め確保した保育士の雇用に要する経費に対し補助金の交付を実施している。 ・令和元年10月から3歳以上児の保育料が国の事業により無償化になったことに併せ、雲南市独自で3歳以上児の副食費を無償化した。 ・病児・病後児保育（*用語解説 P.71 参照）事業の実施 だいとう病児・病後児保育室つくし （病児保育は平成30年4月から実施） みとや病後児保育室たんぼぼ 掛合保育所病後児保育室 ・令和3年4月から加茂こども園で病後児保育の実施開始した。 ・子育ての総合相談窓口として子ども家庭支援センター「すワン」（*用語解説 P.71 参照）を設置し、関係機関と連携し様々な相談に対応した。 すべてのライフステージ（その時々を過ごす環境や状況・場面）において、より良い成長をし 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3子以降保育料の無料化により、雲南市の保育料よりも高額な認可外保育所を利用する保護者にとって、子育てに係る経済的支援につながり、待機児童の減少につながった。 ●従来は、年度の中途からの保育士の採用が難しかったが、事前に保育士を雇用できることで保育士の確保につながり、児童の受け入れ数の増加につながった。 ●子育て世帯の経済的な負担の軽減につながっている。 ▲第2期子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査において「子育てしやすい社会の実現のために必要と思う支援策」の設問に対する回答として最も多く挙げられたのが「子育てに伴う経済的負担を軽くする」とあることから、保護者のニーズに添う支援策である。 ●病児・病後児保育施設の整備を求める声があり、施設数増の動きとなった。 ▲1施設については、施設の面から受け入れが限られているため、受け入れ数が比較的少なくなっている。 ●保護者の子育てに関する不安や悩みに相談対応し、不安を和らげることができた。 ▲子ども家庭支援センター「すワン」の相談件数は、年間平均600件（R3 510件）あり、「すワン」の認知度の 	<p>子ども家庭支援課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>ていくために、スムーズな支援の引継ができるよう移行支援の充実に取り組んだ。また、医療機関を始め、様々な関係機関との連携を深める取組を進めた。(H27年度より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後2か月から5か月の第一子とその母親を対象に、赤ちゃんとの関わり方や子どもの心身の発達についての講座を開催した。(H27年度より「親子の絆づくり教室」) ・子育てに関する手続きや制度はもとより、親子で遊べる場所などの子育てに役立つ情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」の改訂版を作成し、配布とHP上に掲載した。 ・市営住宅の環境を整備 萱原団地…共用階段への手すり設置・共用部照明設備のLED化 ・市営住宅における子育て世帯への家賃減額措置 定住促進住宅(木次東団地及び加茂中団地) 特定公共賃貸住宅(瑞光団地及び下郡団地) 市外転入者要件を廃止し、市内転居者も対象。 木次東団地及び加茂中団地は中学生以下の子ども1人につき5,000円の家賃減額(上限3人、15,000円)。 瑞光及び下郡団地は家賃減額を5,000円から10,000円(但し、3人、30,000円を限度)に拡充。 	<p>向上と相談窓口としての信頼性が確立されたといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母親の育児ストレスの軽減を図るため母親同士のつながりができ、相談や学びあえる関係づくりができた。 ●R2年度福祉対応型・省エネルギー型改善 ●R3年度新規子育て世帯家賃減免：7世帯 ▲拡充項目としてR4年度からは該当の団地に新規入居する世帯のうち、①夫婦のいずれかが40歳未満である、②中学生までの子どもがいる、いずれかに該当する世帯の家賃を減額(5,000円/世帯)する。 	<p>建築住宅課</p>

IV-2. ワーク・ライフ・バランスの推進

施策番号21 ワーク・ライフ・バランス(*用語解説P.71参照)についての理解と定着

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るための環境づくりや効果的な取組を進めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・市報において、子育て支援サービスなどの情報 		<p>広報広聴課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>提供を行った。(子育てポータルサイト、雲南アプリの管理はうんなん暮らし推進課へ移管)</p> <p>【再掲】</p> <p>・事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、関係機関からの啓発物を配布するなど情報提供を行った。</p>	<p>▲引き続き情報提供に努める。</p>	<p>商工振興課</p>

施策番号22 各休業制度の取得促進

休業制度等に関する情報提供と取得促進に係る啓発を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、関係機関からの啓発物を配布するなど情報提供を行った。</p>	<p>▲小規模事業所においては休暇制度自体ないところが多く、現状に合致した男女共同参画のすすめ方を検討する必要がある。</p> <p>▲コロナ禍で企業間交流会は継続開催できなかったが、各休業制度については、引き続き啓発に努める。</p>	<p>男女共同参画センター 商工振興課</p>

IV-3. 地域における男女の均等な機会と参画促進

施策番号23 地域における男女共同参画の促進

地域における男女共同参画の基盤づくりを地域とともに進めます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・男女共同参画セミナーの開催【再掲】</p> <p>講演「地域における男女共同参画～防災・減災・復興の視点から～」</p> <p>開催日：令和3年11月5日（金）</p> <p>対象：地域自主組織 役職員</p> <p>目的：性別に関わりなく、誰もが地域活動に参画していけるよう地域活動の中心である地域自主組織の役職員から意識を変革してもらうことを目的に防災をテーマに研修会を開催。</p>	<p>●研修会により、研鑽を深めることができた。</p> <p>▲男女共同参画に関する研修機会は毎年行い、継続的に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>男女共同参画センター 地域振興課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>「<u>家庭介護教室～家族で支え合い、共に暮らす～</u>」</p> <p>開催日：令和3年11月29日（月）</p> <p>対象：温泉地区地域自主組織 ダム湖の郷 福祉推進員、自治会長等</p> <p>目的：女性だけでなく、男性も家庭での看護や介護の知識を身につけ、家族が互いに思い合い、支え合えるようになることを目的に開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画作成の際には、一人一人の意見が反映できるよう地域内の中学生以上全員を対象とした住民アンケート調査の実施を推奨し、各地区の地域支援を実施している。また、その結果を踏まえた地域内での話し合いの際には、女性や若者の意見が取り入れられるような協議の場を推奨している。【再掲】 ・交流センターの施設整備計画にユニバーサルデザインを掲げており、改築施工した加茂交流センターでは、気軽に集えるスペースを設けるなど、女性や若者の意見を施設整備に反映した。 ・島根県ひとにやさしいまちづくり条例を常に順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会により、研鑽を深めることができた。 ●一人一人を対象とする住民アンケート調査の手法は各地域自主組織で定着してきた。 ●女性の意見も反映しやすい方法である。 ▲協働をテーマに、一人一人が主役であることを引き続き研修等で認識できるよう進めていく必要がある。 ●交流センター施設整備前の話し合いが、その後の施設利用の促進につながっている。 ▲女性や若者の意見も取り入れながら、引き続き交流センター施設整備計画に基づいた施設整備を進めていく必要がある。 ●R3年度届出：民間建築物0件 	<p>男女共同参画センター</p> <p>地域振興課</p> <p>地域振興課</p> <p>建築住宅課</p>

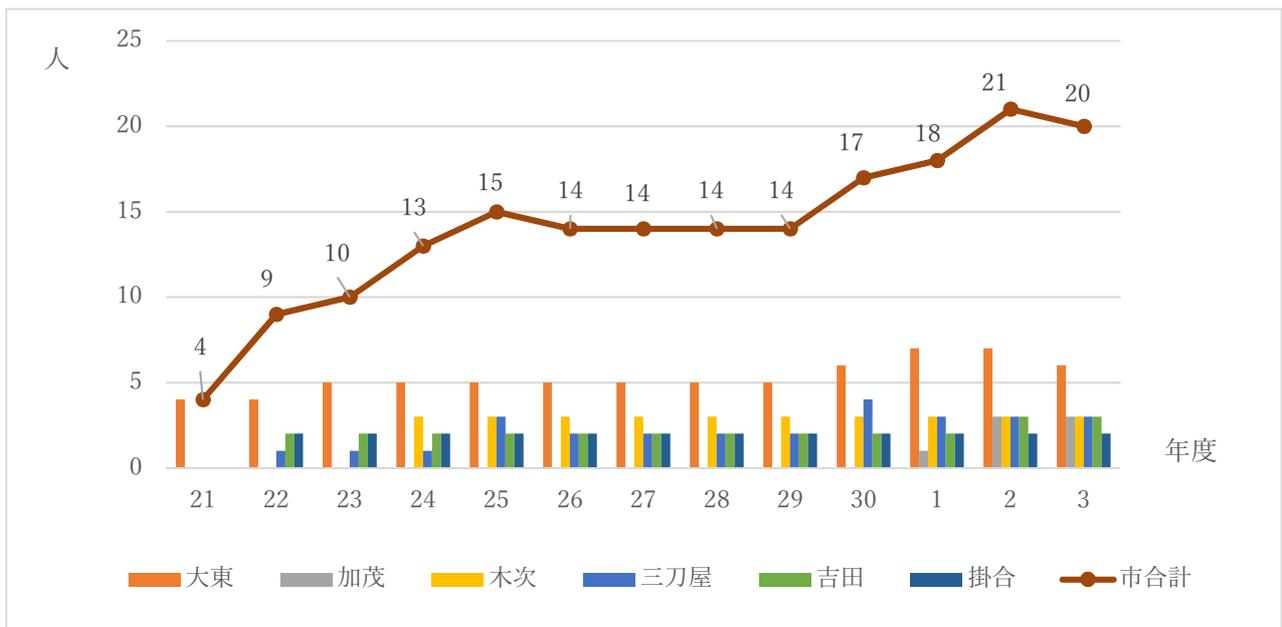
施策番号24 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進と防災体制の確立

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市防災会議及び雲南市原子力発電所環境安全対策協議会に女性委員を登用している。 <p>雲南市防災会議 (委員数34人 うち女性委員7人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▲雲南市地域防災計画に女性の視点での内容を引き続き盛り込んでいく。 ▲第2次雲南市男女共同参画計画で 	<p>防災安全課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 (委員数 35 人 うち女性委員 5 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市消防団組織再編検討報告書 (R2.4 月) において、女性消防団員の入団促進を図り、28 人までの増員を計画している。 <p>R3 雲南市消防団の女性団員数：20 人 大東 6、加茂 3、木次 3、三刀屋 3、吉田 3、掛合 2</p> <ul style="list-style-type: none"> 雲南市の女性・自治会等防火クラブは、女性のみ運営から地域全体での取組に変わりつつある状況にあり、地域自主組織を中核とした自主防災組織の育成強化に努めている。 雲南市内の女性・自治会等防火クラブ：235 クラブ 会員数：7,388 人 <p>【*雲南消防本部令和3年「消防年報」より】</p>	<p>設定した審議会等委員への女性の登用目標 (40%) を達成できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の活動以外においても、個別訪問による防火指導や応急手当の普及活動、火災予防広報活動等、女性ならではの目線を活かし地域に密着した活動を幅広く行う。 ▲女性消防団員の役割を明らかにし、募集により女性消防団員の増員を図りたい。 ▲地域自主組織の役員が自主防災組織の役員になることが多く、女性の参加率が低い状況であるため、女性が参画しやすい環境づくりに努める。 	

■ 雲南市消防団の女性団員数の推移 ～令和3年度の状況を比較～



施策番号25 女性の視点を活かした観光分野の推進

女性の視点を活かした観光分野での企画・運営・情報発信と観光分野への女性の参画を促進し、ロールモデル（*用語解説 P.71 参照）となる人づくりの支援をします。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 第2期雲南市観光振興計画の観光マーケティング会議に女性委員（委員9人中、女性委員2人）の意見を踏まえて課題等の抽出を進めた。また、同計画の観光振興会議で女性委員（委員6人中、女性委員1人）の意見を踏まえ計画の進行管理を行った。 ※観光イベントの開催は、コロナ禍で非常に少なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の推進、課題の抽出にあたって、選出された組織の立場に加え、女性の視点で意見をいただき、計画の検証を行い推進することができた。 ▲女性委員の参画に向けて、委員の改選に併せて調整を進める。 	観光振興課

施策番号26 男女がともに取り組む環境対策の推進

身近な環境問題に男女がともに関わることができるよう取組の推進を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 雲南市環境審議会の開催 クールビズ等による温暖化防止対策の推進 「環境月間」「環境の日」の行事の取組 「環境美化活動の日」の実施 夏季エコスタイル運動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度からの委員改選において、女性の委員の就任を依頼し、結果2/12の割合となった。 ▲今後も男女問わずみんなで関われる環境問題への取組を継続し行っていく。 	環境政策課

施策番号27 地域活動に取り組む団体方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに主体的に関わることができ、方針決定過程において女性の積極的な参画を進めるよう働きかけます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画セミナーの開催【再掲】 講演「地域における男女共同参画～防災・減災・復興の視点から～」 開催日：令和3年11月5日（金） 対象：地域自主組織 役職員 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会により、研鑽を深めることができた。 ▲男女共同参画に関する研修機会は毎年行い、継続的に取り組んでいく必要がある。 	地域振興課

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>目的：性別に関わりなく、誰もが地域活動に参加していけるよう地域活動の中心である地域自主組織の役職員から意識を変革してもらうことを目的に防災をテーマに研修会を開催。</p> <p>・地区計画作成の際には、一人一人の意見が反映できるよう地域内の中学生以上全員を対象とした住民アンケート調査の実施を推奨し、各地区の地域支援を実施している。また、その結果を踏まえた地域内での話し合いの際には、女性や若者の意見が取り入れられるような協議の場を推奨している。</p> <p>【再掲】</p>	<p>●一人一人を対象とする住民アンケート調査の手法は各地域自主組織で定着してきた。</p> <p>●女性の意見も反映しやすい方法である。</p> <p>▲協働をテーマに、一人一人が主役であることを引き続き研修等で認識できるよう進めていく必要がある。</p>	地域振興課

IV-4. 労働の場（職場）における男女共同参画の確立

施策番号28 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

事業所等、様々な組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できる環境づくりのためポジティブ・アクション（*用語解説 P.72 参照）の推進を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・国、県からのポスターの掲示、啓発資料の事業所配布により、男女の格差解消を働きかけた。</p>	<p>▲継続して情報提供していく。</p>	商工振興課

施策番号29 職場における男女共同参画に関する啓発と支援

男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備し、情報提供と意識啓発を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・女性のスキルアップセミナー導入編の開催（しまね女性センター等と共催）【再掲】</p> <p>開催日：令和3年6月24日（木）</p> <p>対象：企業等で働く若手・中堅女性社員</p> <p>目的：様々な分野で働く女性を対象に、職場で能力を発揮し、活躍するための講座を開催する。</p>	<p>●周知を行った企業等から申し込みがあり、働く女性を対象としたセミナーのニーズを把握し、次年度以降の継続的な取組につながった。</p>	男女共同参画センター

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業へ県事業等の情報提供を行った。 ・幸雲南塾やスペシャルチャレンジ事業において女性の起業支援を行った。 ・「子連れオフィス」の活動支援やPRを通じて、雇用の拡大が図られた。 ・人口減少対策の中で、女性が働きやすい環境づくりに向けた議論を進めた。 ・法改正を契機に、ハラスメント対策を重点対策の一つに掲げ、全ての地域自主組織でハラスメント防止宣言を行うとともに、雇用に関する相談・苦情対応の仕組みを設け、運用を開始した。 ・地域自主組織とその支援者を対象に、男女共同参画センターとの共催で、ハラスメント防止に関する研修をオンラインを併用して実施した。 ・事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図るため、関係機関からの啓発物を配布するなど情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の社会進出や働きやすい職場づくりの推進につながっている。 ▲引き続き、女性が働きやすい環境づくりに向けた具体的な対策を検討していく必要がある。 	政策推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ●心理学の専門家による研修会を設けることにより、ハラスメント防止対策に資することができた。 ▲ハラスメント対策は今後も毎年研修機会を設け、継続的に取り組んでいく必要がある。 	地域振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ▲継続して情報提供していく。 	商工振興課

施策番号30 入札参加資格者要件に係る男女共同参画の推進

入札参加資格者要件登録事業所の取組状況の把握を行います。また、入札参加資格者要件についての周知を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式については、平成19年度より導入し、実施要領別表で男女共同参画に関する項目について地域貢献等の加点対象にしている。(入札参加業者が育児休暇・介護休暇等の制度を定めている場合加点される。) 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度は、建設工事において総合評価方式を3件発注し、男女共同参画に関する評価項目の加点を行った。 	管財課

施策番号31 事業所の男女共同参画実態調査の実施・結果の共有

事業所実態調査の実施と結果を共有し、施策の進め方の参考とします。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ▲市内の大半を占める小規模事業所の実状に合致した女性の労働環境や地位向上に向けた意識啓発の取組を実施する必要がある。 	男女共同参画センター

IV-5. 商工・農林・水産業等における男女共同参画の推進

施策番号32 男女に均等な雇用環境の整備

男女が性別によることなく、能力に応じた機会、待遇が確保され、能力を十分に発揮できる雇用環境整備を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・講演会、研修会の機会を提供することはできなかった。		商工振興課

施策番号33 各種団体への女性の参画促進

各種団体への女性の参画を促します。また、各種団体への働きかけを行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・学校給食野菜生産グループへの女性会員の入会を呼び掛けた。	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的な女性の参加が見られている。 ●女性の活発な活動が展開され社会参加が促進されている。 	農政課

施策番号34 UIターン者の起業や女性生産活動グループの支援

起業をはじめ、新たな分野や活躍に向けてチャレンジする女性の支援をします。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性会員が主体である「奥出雲産直振興推進協議会」の地産地消、地産都商の取組に対し継続的に支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性会員主体の協議会への支援を行い、女性の積極的な生産活動への参画により産直振興に大きな成果を挙げた。 ●中山間地域の女性を中心とする高齢農家が生きがいを持ち、地域を活性化させているモデルとして高く評価されている。 ●地域の中で女性の活発な生産活動が展開され社会参加が促進されている。 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> ・起業創業に関する個別相談や起業をめざす人に対する支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業実績 24 件 	商工振興課

IV-6. 学校等における男女共同参画の推進

施策番号35 教職員等に対する研修

教職員・保育者が子どもたちに与える影響は大きく、人権教育の推進のための研修の場を提供します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組</p> <p>・市が主催する幼保こ職員研修会、所内研修、各種研修などに積極的に参加した。</p> <p>・市内幼稚園・保育所・こども園を3ブロックに振り分けて、各園独自の研修会が開催され、職員が参加した。</p>	<p>●それぞれの研修会で、知識を得、日々の保育を振り返ることができた。</p> <p>●他園の職員と交流する中で、いろいろな保育観に触れることができた。</p> <p>●専門的な事を学ぶことが多かった。</p> <p>●人権に配慮した言葉がけを実践していくために、どんなところを意識した保育を心がけていくべきか、園内で確認し合うことができた。</p> <p>▲研修に参加しやすい環境の整備や保育者の意識の向上にむけ、継続して取り組んでいくことが必要である。研修内容を所内で話し合う時間をもっと取れるとなおよい。</p> <p>▲WEB 会議は参加がしにくく、機会が限られてしまうことが多かった。</p> <p>▲職員間で人権感覚を磨くことへの意識の差がある</p> <p>▲今後も研修を続け、内容等を充実させていき、保育の質の向上に深めていくことが必要である。</p> <p>▲今後は保護者とも共通意識を持てるよう研修を計画したり、お便り等で啓発していく必要がある。</p> <p>●日々の保育を客観的に見てもらい、評価・討論したことで勉強になった。</p> <p>●様々なテーマの研修会であり、自分の保育を振り返ることもでき、子ど</p>	<p>子ども政策課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・園内研修を計画的に実施した。 ・子ども理解に努め、肯定的評価に心がけた。自尊感情が活動意欲につながるよう一人一人を支えた。 ・雲南保育協議会、島根県保育協議会、島根県社会福祉協議会等が実施する研修に参加した。 ・島根県幼児教育センターを活用した研修を各園で実施した。 ・セクハラ、パワハラ研修の実施 ・学校及び教育委員会事務局に相談員を配置 	<p>も理解を深めるのに役立った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループワークをし、色々な視点から話し合うことが出来きた。 ●各園所の特色のある保育を見ることができた。 ▲ブロック研修の内容を充実していくために検討が必要。 ▲今後も研修を続け、内容等を充実させていき、保育の質の向上に深めていくことが必要である。 ▲人権感覚を磨くことが今後も必要と考える。 ●心がけることで、子どもたちへの言葉かけがより肯定的なものに変わってきた。 ●男女による違いが生まれないように気をつけたことで、子どもたちも男女の違いなく活動している。 ▲保育研修を通して、保育の質を高めたい。 ▲各施設での web 研修や会議が可能な環境整備が必要 ●園の状況や課題に応じた研修を行うことで、より具体的な保育の向上につながった。 ●取り組む施設が増えた。 ●各校で様々なハラスメント研修を実施され、何か問題が起こった際には、迅速に対応できる体制を整えている。 ▲ハラスメントのない環境づくり、またはハラスメントの早期発見のため、引き続き研修による意識啓発や防止への働きかけを行う。 	<p>学校教育課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・「親学プログラム」(*用語解説 P.72 参照)を保護者対象に行った。</p> <p>令和3年度実施状況：実施回数2回 小学校1、中学校0、地域自主組織1 参加者：小学校(保護者)21人、地域自主組織10人</p>	<p>●参加型学習を通じて保護者同士の交流、子ども、家族の生活時間と子育ての悩みなどを共有し、親としての役割や子どもとの関わり方、気づきを促すことができた。</p> <p>▲R2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施校が減少した。</p>	

施策番号36 幼児・児童・生徒に対する発達段階に応じた指導

人権・性・健康に関する教育を発達段階に応じて推進します。また、個性を活かし、意欲と能力を健やかに育めるよう男女平等意識の啓発を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・中学3年生を対象としたデートDV防止出前講座を開催した。【再掲】</p> <p>【共催】5校 【自主開催】2校</p> <p>・県男女共同参画サポーターを中心に、オリジナル絵本等の読み語りとお話を行った。【再掲】</p> <p>【男女共同参画月間内実施】 小学校3か所、保育所1か所</p> <p>【期間外実施】 認定こども園1か所</p> <p>・小中学校、男性、働き盛り世代、高齢者世代など様々な方を対象にした食についての健康教育及び食生活改善推進協議会による調理実習を実施した。</p> <p>(日本食生活協会委託事業として実施分より)</p> <p>大東支部：男性のための料理教室他 加茂支部：生涯骨太クッキング他 木次支部：おやこの食育教室他 三刀屋支部：おやこの食育教室他</p>	<p>●若年世代を対象に講座を開催することで、将来のデートDV・DV被害の予防啓発につながった。</p> <p>▲市内高等学校については、交友関係がさらに広がる時期であるので、講座実施は有効であると考え、関係機関へ働きかける。</p> <p>●『夢』発見プログラム(*用語解説 P.72 参照)の柱の一つとして「食育」に継続的に取り組むことにより、男女共同参画の意識啓発につながっている。</p> <p>●食事づくりを通して、男女共同参画意識の育成を図ることにつながっている。</p>	<p>男女共同参画センター</p> <p>健康推進課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>吉田支部：生涯骨太クッキング他 掛合支部：おやこの食育教室他</p> <p><u>保育所(園)・認定こども園・幼稚園での取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年齢の発達を理解するために、全クラス所内研修を行っている。 ・市内の幼稚園・認定こども園が合同で、幼稚園教育のPR展示を市内3か所で行った。 ・人権に関しての絵本を活用している。 ・定期的に地域の方が読み語りをしてくださったり、小学校での司書さんによる読み語りに参加している。 ・幼小連携・接続事業を受け、幼小連携・接続の推進に取り組んだ。 ・「ゆるしの花」の栽培活動。平和を願う花の栽培・地域や保護者への種の配布を通した啓発を行った。 ・3～5歳児を対象に、定期的に保健、食育など自分の体に関する話を聞く時間を設けている。 ・家庭における生活習慣についての取組(めざそう♡からだにいいせいかつ)を、年に4回行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南市のキャリア教育推進プログラムについての認識が深まった。 ●絵本からの導入で分かりやすく、関心をもつことができた。 ▲保護者にも人権週間等の機会を利用し、啓発していく必要がある。 ●多様な絵本等を紹介してくださるので、子ども達の刺激になっている。子ども達は、地域の方々に認められ愛されている自分というものを感じている。 ●園児と小学生との交流、特に日常の交流が深まった。 ●人を許すことの大切さを伝えながら、平和教育にもつなげている。 ▲人として、自分の許容範囲を広げたり、前向きに捉えたりしながら、人を許せるような心を育めるよう継続していきたい。 ●自分の健康について意識する機会になっている。 ▲保護者へも生活習慣についてのお知らせなど実施しているが、伝わりにくい面がある。 ●子どもの生活習慣について関心をもってもらう機会になっている。 	<p>子ども政策課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・三刀屋町保幼こ小中連携会議で年1回「みとやっこお弁当の日」を設けて取り組んだ。(幼児は、おにぎり作りに挑戦した) ・毎月、誕生会を行い、生まれたことに感謝する気持ちを育てている。また、誕生者を祝う気持ちを大事にする機会にもしている。(保護者からメッセージを寄せてもらう取組あり) ・各小中学校において年間指導計画に基づき、男女共同参画に関する学習を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ①小学校の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○家庭科：家庭生活と仕事 →互いに協力・分担することの理解 ○特別の教科「道徳」：友情・信頼 →異性への理解 ○特別活動：学級活動 →互いの良さを見つけ違いを尊重し合う等 ②中学校での取組 <ul style="list-style-type: none"> ○社会科：公民的分野～私たちと現代社会 →両性の本質的平等の理解 ○技術・家庭科：家族・家庭生活 →互いの立場や役割の理解、家族の協力 ○特別の教科「道徳」：友情・信頼 →異性についての理解 ○特別活動：学級活動 →充実した生活づくりへの参画 ・学校におけるお弁当の日の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▲取組の期間だけにとどまってしまふことが多い ●特に3歳～5歳が取り組み、自分で作った事で自信をもてた。 ▲中学校区での取組を今後も継続していきたい。 ▲誕生日＝イベントではなく「あなたが生まれてきて嬉しい」「幸せ」「あなたが大事だよ」など、小さい頃から自尊感情をはぐくむような言葉かけの必要性を啓発していくこと。 ▲令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、新しい学習指導要領による指導・学習が始まっており、今後も「男女共同参画に関する指導」の充実に努める。 	<p>学校教育課</p>

施策番号37 学校評議員・PTA等女性役員登用への積極的な推進

女性役員の積極的な登用を進め、積極的に男女ともに関わり、協力し、活動できる環境をつくります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員への積極的な女性の登用について校長協議会等で働きかけを行った。 学校評議員における女性の割合 32.0% (75人中24人) 学校運営協議会への積極的な女性の登用について、校長協議会等で働きかけを行った。 学校運営協議会委員における女性の割合 27.8%(144人中40人) 	<p>▲女性の参画のない学校に対して、引き続き個別に働きかけを行っていく。</p>	<p>学校教育課</p> <p>社会教育課</p>

基本目標V. 様々な立場にある男女が安心して暮らせる環境の整備

V-1. 高齢者、障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

施策番号38 高齢者の自立した生活に対する支援や相談支援の充実

高齢者が地域で安心して暮らせ、自立した生活を営むことができるよう、住民相互の支えあいによる地域ぐるみの支援を促進します。また、男女が共に介護を担い、支えていくための環境整備に取り組みます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 地域の運営力を高めるために活動資金、人的資金、活動拠点施設の提供、人的支援などを行っている。中でも、地域福祉は主要3本柱の一つに据えており、必要な人件費を交付している。 独居及び高齢者のみの世帯への民生児童委員等による声かけ訪問 民生児童委員、主任児童委員の研修等を行い相談体制の充実に努めた。 栄養改善及び見守りが必要な独居及び高齢者のみの世帯を対象とした配食サービスを提供する社会福祉法人や地域自主組織への支援を行った。 高齢者のみの世帯等の緊急通報システム設置 	<p>●地域の創意工夫による主体的な活動が各地でみられる。</p> <p>▲地域福祉関係は、引き続き重要な柱として推進していく必要がある。</p> <p>●食の確保、栄養改善だけでなく、見守りに資する取組となっている。</p> <p>▲内容は普通食のみであり、減塩食やきざみ・とろみ食など高齢者の状態にあった食事の提供を検討する必要がある。</p> <p>●急病時や不審者の訪問時等に備え</p>	<p>地域振興課</p> <p>健康総務福祉課</p> <p>長寿障がい福祉課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>や利用料に対する助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期雲南圏域介護保険事業計画に基づく事業の進捗管理を行った。 ・養護者による高齢者虐待の相談窓口は、令和元年度から業務委託している地域包括支援センターと長寿障がい福祉課の2か所とし、両者が連携して対応した。(施設従事者による高齢者虐待は長寿障がい福祉課で対応) ・高齢者及び障がいのある人に関する相談に対応するため、「高齢者福祉ハンドブック」「障がい福祉ハンドブック」を作成し、窓口での説明用としての活用のほか、総合センター市民福祉課、地域包括支援センター及び関係機関に配布し、情報の提供を行い、サービス提供の調整に努めた。 ・うんなん幸雲体操や認知症予防教室など各種介護予防事業を実施。 ・認知症の方本人や介護者への支援として認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる相談支援を実施。また、介護者等の集いの場の1つとしてオレンジカフェうんなん(認知症カフェ)を開催。 ・雲南地域の警察、3市町でSOSネットワーク配信訓練を実施するとともに、認知症サポーター養成講座等の場を活用し新規協力会員を募集。 	<p>ることにより安心安全な生活に資することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲市報等の周知では緊急通報システムが必要な方に伝わりづらいため、包括支援センター等を通じて周知を行っていただいた。 ▲介護サービス事業所では人材不足が深刻化しており、早急な対策を行う必要がある。 <p>●「うんなん幸雲体操」は市民に身近な通いの場で実施する介護予防の取組として徐々に広がり、高齢者の見守りや交流の場にもなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲「うんなん幸雲体操」等により、虚弱や閉じこもりなどの状態にある人を、必要に応じ切れ目なく介護や医療などの望ましいサービスへ接続する。 ▲認知症の方本人や介護者が参加・相談しやすい事業運営を図る必要がある。 ▲認知症に関する正しい知識の更なる普及啓発と、地域での見守り・生 	<p>保健医療介護連携室</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例を常に順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導を行った。 ・ 市営住宅の環境を整備 三刀屋第2団地…1棟4戸建設(2DK) 	<p>活支援にかかるネットワークを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R3 年度届出：民間建築物 0 件 ●高齢者等配慮対策 	<p>建築住宅課</p>

施策番号39 障がいのある人の自立した生活に対する支援や相談支援の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らせる「ノーマライゼーション（*用語解説 P.72 参照）」の理念の実現に向けた啓発活動を推進します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流センターの施設整備計画にユニバーサルデザインを掲げており、改築施工した加茂交流センターでは、気軽に集えるスペースを設けるなど、女性や若者の意見を施設整備に反映した。 ・ 民生児童委員、主任児童委員の研修等を行い相談体制の充実に努めた。 ・ 障がい者やその家族の相談支援事業を実施するとともにサービス利用計画を作成し、定期的なモニタリングを実施した。 ・ 障がい者団体の活動支援を行った。（身障者協会、手をつなぐ育成会、家族会） ・ 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会では、4つのワーキンググループ(①在宅・移動支援の充実、②権利擁護、③地域生活支援拠点、④災害対応)で課題等の検討を行った。 ・ 障がい者の一般就労や福祉的就労につなげる支援を行った。 ・ 障がいのある人の相談については、本庁、総合センター市民福祉課のほか、委託相談支援事業所（7法人、7事業所）において対応した。（相 	<ul style="list-style-type: none"> ●交流センター施設整備前の話し合いが、その後の施設利用の促進につながっている。 ▲女性や若者の意見も取り入れながら、引き続き交流センター施設整備計画に基づいた施設整備を進めていく必要がある。 ▲会員の高齢化とともに減少が進み、加入促進策が求められている。 ●各ワーキンググループにおいて、新たな企画立案を行うなど精力的な取組がなされている。 ●市内相談支援事業所連絡会を毎月開催し、事業所相互の連携を進めるとともに、事例検討や研修会の実施 	<p>地域振興課</p> <p>健康福祉総務課</p> <p>長寿障がい福祉課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>談延べ件数 16,121 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していくための基本的な指針となる「雲南市障がい者計画」、「雲南市障がい福祉計画」及び「雲南市障がい児福祉計画」に基づき施策の推進に努めた。 島根県ひとにやさしいまちづくり条例を常に順守し、建築物の新築等に対し整備基準を満たすよう指導を行った。 市営住宅の環境を整備 三刀屋第2団地…1棟4戸建設(2DK) 	<p>等により相談の質の向上を図りスキルアップにつながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R3 年度届出：民間建築物 0 件 ●高齢者等配慮対策 	<p>建築住宅課</p>

V-2. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備

施策番号 40 外国人市民の暮らしやすさに配慮した支援や相談支援の充実

言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進、支援を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> 女性相談カードの配布 母子手帳交付時（英語版 60 枚） 多文化共生プラン（*用語解説 P.72 参照）に基づき、多文化共生推進プロジェクトチームで協議しながら展開した。 新型コロナウイルス感染情報などをやさしい日本語で発信した。 地域対策として、掛合地区で在住外国人と地域住民の参加による避難訓練、災害研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲「やさしい日本語」でのカードの作成を検討する必要がある。 ●新型コロナウイルス感染情報などをやさしい日本語で伝えることができた。 ●地域住民レベルで多文化共生への理解と災害対応力の向上に資することができた。 ▲引き続き多文化共生推進プランに基づく対策に取り組んでいく必要がある。 ▲新型コロナウイルスの影響で、集合型の研修機会が減少した。 ▲外国人住民が多い地域を対象に、地域レベルの多文化共生の普及機会を設けていく必要がある。 	<p>男女共同参画センター 地域振興課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・外国人向けの相談対応を一般社団法人ダイバースィティうんなん toiro に委託して実施。 ・市内の小中学校に在籍する児童生徒のうち、特に日本語指導が必要である児童生徒に対し支援員を配置し、校長及び担任教諭等の指示のもと個に応じた支援を行った。 →児童生徒9名 ・就学前の児童のうち、特に日本語指導が必要である児童に対し、日本の小学校に円滑に就学できるよう支援を行った。 →中国籍の児童1名 	<ul style="list-style-type: none"> ●寄り添ったきめ細やかな多文化相談対応ができています。 ●多文化共生推進業務受託者を中心に民間レベルの独自事業も展開されるようになっており、活動の広がりがみられるようになってきた。 ▲引き続き多文化共生受託者と緊密に連携を図って対応していく必要がある。 ●個に応じた支援を行うことで、言葉の問題で児童生徒を孤立させない一定の成果がみられ、引き続き支援を行っていく必要がある。 ▲支援にあたる人材の不足が課題である。 	<p>学校教育課</p>

施策番号41 多文化共生意識の高揚

違いを認め合い、尊重しあう暮らしやすい多文化共生社会を築きます。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・「自分らしさを育てる講座」【再掲】 ～男女共同参画オリジナル絵本の読み語り～の開催 開催日：令和3年4月6日（火） 対象：三刀屋児童クラブ 利用児童 内容：日本語と英語による絵本の読み語り 「はしのうんどうかい」（島根県男女共同参画サポーター作成）他 目的：普段の生活の中で見られる「固定的な性別役割分担意識」を見直すきっかけづくり、また、他者を尊重しながら自分らしく生きる視点を養うことを目的に開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ▲オリジナル絵本の外国語での読み語りは、日本と外国の男女共同参画を学ぶとともに、他の言語に触れることで外国文化への理解を深める機会であり、感染予防に配慮した形での開催を検討する必要がある。 	<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市では多文化共生推進プランに基づき、多文化共生推進プロジェクトチームで協議しながら展開した。 ・新型コロナウイルス感染情報などをやさしい日本語で発信した。 ・地域対策として、掛合地区で在住外国人と地域住民の参加による避難訓練、災害研修を実施した。 ・外国人向けの相談対応を一般社団法人ダイバーシティうなん toiro に委託して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染情報などをやさしい日本語で伝えることができた。 ●地域住民レベルで多文化共生への理解と災害対応力の向上に資することができた。 ▲引き続き多文化共生推進プランに基づく対策に取り組んでいく必要がある。 ▲新型コロナウイルスの影響で、集合型の研修機会が減少した。 ▲外国人住民が多い地域を対象に、地域レベルの多文化共生の普及機会を設けていく必要がある。 ●寄り添ったきめ細やかな相談対応ができています。 ●多文化共生推進業務受託者を中心に民間レベルの独自事業も展開されるようになっており、活動の広がりがみられるようになってきた。 ▲引き続き多文化共生推進業務受託者と緊密に連携を図って対応していく必要がある。 	<p>地域振興課</p>

V-3. ひとり親家庭等に対する環境整備の推進

施策番号42 ひとり親家庭等に対する子育て支援や相談体制の充実

ひとり親家庭等、支援が必要な人が安心して生活が営めるよう支援します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（県女性のつながりサポート相談事業）の周知を行った。 ・子ども家庭支援センター「すワン」は、子育ての総合相談窓口として、様々な相談に対応し課題解決にむけて支援をしている。相談内容によ 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談窓口を設けていることで、相談者の課題に対し他部局と連携し解決へ向けた支援を行っている。 	<p>男女共同参画センター 子ども家庭支援課</p>

V-4. 生活困窮など様々な困難を抱える人への対応

施策番号 4 3 相談体制の強化と関係機関との連携

相談体制の充実を図り、関係機関の連携による支援を強化します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」 （*用語解説 P.73 参照）が施行されたことに伴い、生活困窮者自立支援事業を開始し、継続実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援 ・住居確保給付金支援 ・家計改善支援 ・就労準備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立相談支援事業を平成 27 年 4 月から雲南市社会福祉協議会へ委託し、生活困窮者に対する相談体制の充実強化を図った。窓口を担う「生活支援・相談センター」では、困りごとの把握から家計相談まできめ細かな支援を実施している。 ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により相談件数が増加したが、生活保護に至る前の段階での支援につながっている。 ▲生活保護に至る前の段階での自立支援を進めるため、早期に相談につなげ、実態に即した自立相談の体制を整えていくよう努める。 ▲生活困窮の要因分析や自立生活のための改善策考案なども併せて進めていくべき。 ▲新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引くことによる新たな生活困窮世帯の増加が懸念される。 ▲相談窓口に繋がる人の把握はできるが、それ以外の方については把握できないことが課題。 	<p>健康福祉総務課</p>

施策番号 4 4 自立に向けた指導支援の充実

自立に向けた適切な指導支援と就労支援の充実を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会へ委託し、包括的できめ細かな相談対応、関係専門機関への速やかなつなぎを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●▲生活困窮に関する相談件数は近年 100 件を超えるなどニーズは大きい。特に昨年は新型コロナウ 	<p>健康福祉総務課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・関係機関との緊密な連携を図るため、生活困窮者支援ネットワークを構築し、相談者のニーズの分析・検証を行ったうえで、任意事業の検討を行った。</p> <p>ただし、例年開催している生活困窮者支援ネットワーク会議はコロナ禍に配慮して書面開催とした。</p>	<p>ウイルス感染症拡大の影響による相談も多い。関係機関とのネットワークを構築して具体的な支援につなげ、生活困窮状態からの脱却を促していく必要がある。</p> <p>▲新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引き、生活困窮世帯の増加が懸念される。</p> <p>●平成30年度から任意事業として就労準備支援事業を開始し、実施継続している。(雲南市社会福祉協議会へ委託)</p>	

基本目標VI. 総合的な推進体制の整備

VI-1. 市役所推進体制の充実

施策番号45 市民と協働の推進体制の確立

男女共同参画施策の全庁的推進を図ります。また、市民と協働の推進体制を確立します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市男女共同参画推進委員会を開催 令和3年度 3回開催 ・男女共同参画まちづくりネットワーク会議の開催 【中止】 ・サポーター連絡会の開催 6回 ハラスメント防止寸劇製作等 ・県主催のサポーター研修会への参加 男女共同参画基礎研修 令和3年5月11日(火) 男女共同参画資質向上研修 		<p>男女共同参画センター</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
令和3年9月10日(金) (動画視聴とワーク) アクティブサポーター研修 令和3年11月9日(火)		

施策番号46 庁内推進体制の強化

全庁的な推進を図るため、核となる本部会議、連絡会議の体制強化を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市男女共同参画推進本部連絡会【中止】 各種調査依頼・協議は庁内メール等により行った。 ・雲南市男女共同参画推進本部会議 年次報告書作成の報告、審議会等への女性登用の呼びかけを行った。 第1回本部会議：令和3年11月12日(金) 	▲全ての職員が男女共同参画の視点をもって、施策を遂行することが必要。男女共同参画の視点の必要性等に理解を図るための方策を工夫していく。	男女共同参画センター

施策番号47 計画の進行管理・評価・分析・見直し

男女共同参画計画の進行管理と効果的な施策の推進を図るための分析、計画の見直しを行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の男女共同参画推進事業の検証を行った。 第2回男女共同参画推進委員会 令和3年10月1日(金) ※例年、推進委員と連絡会委員の意見交換会を実施しているが、質問・意見と回答を男女共同参画センターで集約し、第2回男女共同参画推進委員会において協議した。 		男女共同参画センター

施策番号48 男女共同参画に関する意識啓発

性別にとらわれることなく、職員の視点が市の施策に反映されるよう意識啓発を図ります。施策推進に向けた職員の意識づくりの推進を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・職員対象「ハラスメント防止研修」【中止】 	▲次年度以降も集合研修に代わる啓発を検討する必要がある。	男女共同参画センター

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・セミナー案内、啓発パンフレット等を配布した。		

施策番号49 男女共同参画の視点に立った市の制度・施策の見直し

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立った市の制度や施策の見直しを図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・雲南市男女共同参画推進委員会と雲南市男女共同参画推進本部連絡会の意見交換会 【中止】 *男女共同参画推進委員会において、各部署からの回答を事務局が代理で報告した。	●各部署の委員と推進委員会が直接意見交換することはできなかったが、施策取組状況や課題に即した検討を実施した。	男女共同参画センター

施策番号50 相談窓口体制の充実

施策等に対する苦情や相談を受け付け、各担当課と共有する機会をつくり、解決に向け適切な処理を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・市が行う人権施策や男女共同参画施策等についての苦情や相談に対する窓口を設置し、業務を行うとともに、周知に努めた。	●担当部署への対応確認など市行政に対する改善を図ることができた。	男女共同参画センター 人権センター

VI-2. 男女共同参画推進モデルとしての市役所における環境の整備

施策番号51 女性職員の管理職育成と積極的登用

男女がともに参画できる職場づくりを実行します。固定的性別役割分担意識にとらわれず、個人の能力を活かす適切な人員配置を実施します。また、女性管理職の積極的な登用（登用率 25%）をめざします。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
・令和3年4月1日現在の状況 職員数 461 人内女性職員数 170 人（36.9%） 管理職 115 人内女性職員数 28 人（24.3%） 管理職内訳 事務部門 105 人中女性 18 人 保育所・幼稚園 10 人中女性 10 人	▲性別に関係なく、職員一人一人の能力開発、女性の意識啓発の促進により、女性の管理職を登用する必要がある。 ▲女性の多面的な配置や登用促進を行う一方で、管理職登用前の早期退職や、退職希望の職員がいる現状を踏まえ状況把握と支援が欠かせない。	人事課

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・雲南市立病院では、専門職（看護師等）の女性割合が高いため、女性管理職の比率も5割程度と高い割合を維持している。また、女性の育児休業取得率も非常に高くなっている。日本看護協会が推奨する「ワーク・ライフ・バランス」に市立病院も取り組み、職員の負担軽減等をめざし各部署で男性へも育児休業取得の呼びかけを行っており、今後も引き続き取得実現に向け努めていく。</p>	<p>●女性の管理職登用率は25%を大きくクリアしている状況である。また、育児休業取得率も高い取得率を維持している。男性の育児休業取得者が2名、子の看護休暇取得者が21名と増加傾向にある。</p> <p>▲男性管理職が多い部署も積極的に女性を登用する環境を整える必要がある。</p> <p>また、男性の育児休業取得について、引き続き啓発と取得しやすい環境を整える必要がある。</p>	市立病院

施策番号52 各休業制度取得促進

各休業制度の周知と取得促進に向けた啓発、情報提供を行います。また、相談窓口の充実を図ります。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・令和3年度 男性の育児休業開始者 3人</p> <p>・子の看護休暇 取得者120人（内男性66人） 平均取得日数 2.5日（内男性 1.9日）</p> <p>・妻の出産休暇 取得者3人 平均取得日数 1.7日</p> <p>・男性の育児参加休暇 取得者数 5人 取得日数 3.9日</p> <p>・令和3年度中（4月～3月）に子どもが生まれた職員 職員数12人（内男性職員の家族8人） 育児休業取得者数 10人（内男性3人） ※介護休業の実績はなし</p>	<p>●対象者への積極的な声掛けと、職場の理解もあり、3人の取得実績となった。</p> <p>▲市職員で男性の育児休業取得がないことから、改めて制度周知や取得促進に向けた取組が必要である。</p> <p>▲育児休業など各種休業、休暇制度が取得しやすい環境整備が引き続き重要となる。</p>	人事課

施策番号53 ハラスメント防止と相談体制の充実

ハラスメントなどの防止に向けた取組を推進します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>・職員対象「ハラスメント防止研修」【中止】</p> <p>・「雲南市職員ハラスメント防止に関する規程」</p>	<p>●「雲南市職員ハラスメント防止に関する規程」を作成し、“あってはなら</p>	男女共同参画センター 人事課

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<p>を作成し、周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度セクシュアル・ハラスメントの実態調査結果（職員安全衛生委員会が実施） ・対象者数（正規職員・非常勤職員） 623人 ・回答者数 334人 ・1年以内に受けたと答えた職員 5人 （男性1人、女性3人、性別不明1人） 〈参考：令和2年度の回答〉 7人（男性0人、女性6人、性別不明1人） ・令和3年度苦情処理委員会での処理件数 0件 ・令和3年度パワー・ハラスメントのアンケート調査結果（職員安全衛生委員会が実施） ・対象者数（正規職員・非常勤職員） 623人 ・回答者数 334人 ・1年以内に受けたと答えた職員 33人（男性13人、女性18人、性別不明2人） 〈参考：令和2年度の回答〉 26人（男性12人、女性12人、性別不明2人） ・苦情処理委員会での処理件数 0件 	<p>ない旨の方針の明確化”、“行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を明文化”、“相談したことで不利益な取扱いを行ってはない旨”を文書化。</p> <p>▲令和3年度は、研修会を実施できなかったが、今後もアンケート結果を基に現状、ニーズに沿った研修内容の企画や防止対策について検討していく。</p> <p>●アンケート、職場内点検など職場内の環境整備に努めた。</p> <p>●職員組合では令和4年2月に相談日を設け、気軽に相談できる場づくり、体制整備を行った。</p> <p>●セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのアンケート結果を周知し、意識啓発に努めた。</p> <p>▲アンケート調査回答率：53.6% 今後も回答率向上のために働きかけていく。</p> <p>▲相談体制の充実、職場内環境整備等を図るものの、個への支援ができていくのが課題。</p>	<p>人事課</p>

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・課ごとにハラスメント防止に向けた話し合いを実施した。(年1回)話し合われた結果について情報提供した。 ・相談窓口や市役所外の相談窓口についての情報提供を、年に2回実施した。 		

VI-3. 男女共同参画推進拠点の機能と体制の強化

施策番号54 男女共同参画センターの周知と活用

男女共同参画センターの施策内容等に係る周知と積極的な広報活動を行います。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の際等に、男女共同参画センターについての紹介や情報提供を行い、周知に努めた。 ・市報うなん特集記事掲載 3回 ケーブルテレビ番組制作・取材 1回 	<p>▲男女共同参画センターの認知度 51.4% (平成30年度市民意識調査)</p> <p>引き続き機会をとらえて周知する必要がある。</p>	男女共同参画センター

施策番号55 男女共同参画に関する調査研究・情報提供の充実

計画策定及び施策の推進、円滑な運営、事業展開を図るため、市民意識調査等を実施します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査 <p>【次回調査】令和5年度実施予定</p>	<p>▲調査結果を令和6年度の次期計画策定の基礎資料とするため、令和4年度から調査内容等について検討を開始する必要がある。</p>	男女共同参画センター

施策番号56 男女共同参画関係団体の活動拠点の設置、活用

男女共同参画関係団体の活動拠点の設置をめざし、団体の活動、事業展開が円滑に行われるよう支援します。

実施状況	●効果 ▲評価と課題	所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・県男女共同参画サポーター等の活動拠点として必要に応じ施設を提供し、円滑な活動が可能となるよう支援した。 		男女共同参画センター

第3章 数値目標の進捗状況

基本目標	基本課題	項目	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	目標数値 (R4)	所管課
I	1	(1)男女共同参画に関する講演会の参加者数	1,600人	786人	950人	703人	819人	759人	455人	1,000人	男女共同参画C
		(2)啓発パネル展の実施回数	7か所	6か所	8か所	9か所	7か所	1か所	5か所	15か所	総合センター
		(2)(3)性別による役割分担に否定的な人の割合	—	—	—	79.4%	—	—	—	75.0%	男女共同参画C
		(2)(3)社会全体における男女の平等感	—	—	—	17.9%	—	—	—	50.0%	男女共同参画C
		(2)(3)男女が平等に扱われていると感じる割合 (上段:男性、下段:女性)	66.1% 51.1%	80.3% 74.1%	81.3% 72.6%	71.6% 71.4%	77.1% 72.1%	73.2% 68.8%	69.1% 69.0%	68.0% 54.0%	政策推進課
III	1	(16)市の審議会等への女性の参画率(法律・条例)	24.3%	24.9%	24.2%	25.3%	24.7%	24.4%	27.0%	40.0%	各課
		(16)女性の参画がゼロの審議会等の数(審議会等合計)	7 (44)	7 (48)	7 (48)	9 (52)	8 (51)	5 (49)	6 (50)	0	各課
IV	1	(20)「生活自立支援のための講座」などを開催している地域自主組織	14か所	14か所	15か所	29か所	30か所	23か所	24か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(20)延長保育	7か所	8か所	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所	10か所	子ども政策課
	(20)一時保育(保育所型)	7か所	8か所	8か所	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所	10か所	子ども政策課
	(20)休日保育	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所	1か所	子ども政策課
	(20)病児・病後児保育	2か所	3か所	3か所	(うち1か所は病児保育室)	(うち1か所は病児保育室)	(うち1か所は病児保育室)	(うち1か所は病児保育室)	(うち1か所は病児保育室)	(うち1か所は病児保育室)	子ども政策課
	(20)子育て支援センター数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	子ども政策課
	(20)放課後児童クラブ数	9か所	10か所	10か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	子ども政策課
5	3	(23)男女共同参画の視点に立った学習会等を開催している地域自主組織	7か所	14か所	17か所	13か所	19か所	15か所	27か所	15か所	地域振興課 男女共同参画C
		(33)女性農業委員数	2人	2人	4人	4人	4人	2人	2人	4人	農業委員会
		(33)女性農業士数	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	農政課
VI	1	(48)人権・男女共同参画の視点に立った市職員等研修の参加率 (1回以上/年間)	100%	100%	100%	100%	100%	—	100%	100%	人事課 男女共同参画C 人権センター
		(51)女性の管理職への登用率	20.9%	18.0%	18.3%	21.4%	20.8%	20.2%	24.3%	25.0%	人事課
		(52)市役所男性職員の育児休業取得者数	1人	1人	1人	0人	1人	0人	3人	2人以上	人事課

資 料 編

目 次

雲南市男女共同参画都市宣言文	59
令和3年度雲南市男女共同参画センター講座一覧	60
雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況	62
令和3年度雲南市女性相談集計表	66
用語解説	67
雲南市男女共同参画推進条例	74
雲南市男女共同参画推進条例施行規則	78
雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則	80
雲南市男女共同参画推進本部設置要綱	81
雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則	84



雲南市男女共同参画都市宣言



一人ひとりの大切な生命^{いのち}、人権の尊さ^{とうと}、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

- 1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切に、男女共同参画について学び合いましょう。
- 2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切に、私たちにできることから実行しましょう。
- 3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス^{*1}」に取り組みましょう／推進しましょう。
- 4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場(働く場)にしましょう。
- 5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。
- 6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。
- 7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。
- 8条 セクシュアル・ハラスメント^{*2}やドメスティック・バイオレンス(DV)^{*3}などの人権侵害はしません／許しません。
- 9条 女性も男性もエンパワーメント^{*4}を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。
- 10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

平成25年9月30日

※1 「ワーク・ライフ・バランス」: 仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2 「セクシュアル・ハラスメント」: 相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要な接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3 「ドメスティック・バイオレンス」: 配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的力。

※4 「エンパワーメント(力をつけること)」: 誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

令和3年度 雲南市男女共同参画センター講座一覧

項目	対象	内容		講師等	開催年月日 開催場所	人数 (人)	
職場	女性	男女共同参画	1	女性のスキルアップセミナー導入編 しまね働く女性きらめき応援塾2021 ステップアップ編	OfficeSou代表、 キャリアコンサルタント 森山 和子さん	R3.6.24(木)13:00～16:00 加茂健康福祉センター かもてらす	28
	教職員	人権・男女共同参画	2	* 出前講座 雲南市立西日登小学校人権同和教育 校内職員研修会 「ちょっと考えてみませんか？」 ～人権の観点からの公的表現について 他～	男女共同参画センター 所長 坂本 武男	R3.5.10(月) 15:30～16:30 雲南市立西日登小学校	11
	職員	男女共同参画	3	* 出前講座 パナソニックソーラーシステム製造株式会社 人権教育研修 「ちょっと考えてみませんか？」 ～人権の観点からの公的表現について 他～	男女共同参画センター 所長 坂本 武男	R3.7.7(水)13:00～15:20 パナソニックソーラーシステム製造株式会社 第3工場会議室	13
	市職員	DV防止	4	女性に対する暴力等対策関係部局(庁内)担当者 連絡会 「DV被害者及び性暴力被害者への対応について」	島根県女性相談センター 相談支援課長 長岡 智子さん	R3.4.14(水)14:30～15:30 市役所 301会議室	23
地域	地域自主組織	人権・男女共同参画	5	地域自主組織 新任役員・スタッフ研修 ／雲南市新規採用職員研修 「人権・同和教育について」 ～広報物作成時等における男女共同参画の視点及び人権に配慮した言葉の表現 他～	男女共同参画センター 主幹 山中 亜希子	R3.5.12(水)13:30～16:00 市役所 全員協議会室	31
		男女共同参画	6	雲南市地域自主組織男女共同参画研修 「地域における男女共同参画」 ～防災・減災・復興の視点から～	公益財団法人 しまね女性センター 事業課 漆谷 佑美子さん	R3.11.5(金)10:00～11:10 市役所 201会議室 およびオンライン開催	30
		男女共同参画	7	男女共同参画セミナー 「家庭介護教室～家族で支え合い、共に暮らす～」	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	R3.11.29(月) 19:00～20:00 温泉交流センター	19
		ハラスメント	8	雲南市地域自主組織人権研修 (ハラスメント防止) 「対人援助の基礎～ところどころのふれあい～」	山陰心理研究所 所長 大西 俊江さん	R4.2.15(火)13:30～14:40 オンライン開催 (Zoomを利用)	36
		DV防止	9	DV防止セミナー 「メンタルヘルス講座～気持ちをラクにするコツ～」	SAT気質アドバイザー 高橋 恵美さん	R3.9.9(木)19:30～21:30 加茂交流センター大会議室	22
	小学生	男女共同参画	10	自分らしさを育てる講座 ～男女共同参画オリジナル絵本の読み語り 他～	グランパン雲南	R3.4.6(火)10:00～10:45 三刀屋児童クラブ	32
一般市民	男女共同参画	11	両親(父親)セミナー ～楽しみながら子育てをするために～	島根県助産師会 パースデープロジェクトメンバー	R3.10.16(土)10:00～12:00 斐伊交流センター 多目的ホール	10	

令和3年度 雲南市男女共同参画センター講座一覧

項目	対象	内容		講師等	開催年月日 開催場所	人数 (人)	
学校	中学生 (3年生)	デートDV 予防	12	デートDV防止出前講座 「ステキな恋愛の法則を学ぼう」	元養護教諭・デートDV予防 教育コーディネーター 宍倉翠さん	R3.11.30(火)5校時 雲南市立掛合中学校	27
			13			R3.12.2(木)5・6校時 雲南市立三刀屋中学校	60
			14			R3.12.7(火)5・6校時 雲南市立吉田中学校	7
			15			R3.12.13(月)2・3・4校時 雲南市立大東中学校	99
			16			R4.1.13(木)6校時 雲南市立海潮中学校	7

講座参加者総数 455

雲南市審議会等（法令・条例）への女性委員の参画状況

令和4年3月31日現在

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R3.3月 未割合
1 教育委員会※委員により任期が異なる 地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等教育行政における重要事項や基本方針を決定する。	6	2	33.3	33.3
2 雲南市選挙管理委員会 選挙に関する事務及びこれに関する事務を管理。選挙人名簿の登録、選挙の管理執行や選挙啓発を行う。	4	2	50	50
3 公平委員会 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずる。	3	1	33.3	33.3
4 監査委員※委員により任期が異なる 自治体の財務に関する事務について、法令に違反していないか、効率的に行われているかを監査し、その結果を住民に広く知らせる。	2	0	0	0
5 農業委員会（農業委員） 市長が議会の同意を得て任命し、農地の権利移動の許可・不許可の決定等を行う。	19	2	10.5	10.5
農業委員会（農地利用最適化推進委員） 農業委員会から委嘱され、担当地域における農地等の利用の最適化を担当する。	37	1	2.7	2.7
6 雲南市総合計画推進委員会 雲南市総合計画の着実な推進に向け、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため設置。	12	3	25 ↑	16.7
7 雲南市スペシャルチャレンジ共創会議 チャレンジ精神にあふれる中学生、高校生、大学生及び若者の学びと成長を後押しし、雲南市の持続可能性を高める人材の育成及び確保を図ることを目的として実施する雲南市スペシャルチャレンジ事業を推進するため設置。	15	6	40	40
8 雲南市固定資産評価審査委員会 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。	3	0	0	0
9 雲南市情報公開審査会 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合、諮問に応じて審議を行う。	5	2	40 ↑	20
10 雲南市個人情報保護審査会 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、建議する。	5	2	40 ↑	20
11 行政相談委員（※市の委員ではありません） 総務大臣から委嘱。行政に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知を行う。	6	0	0 ↓	16.7
12 雲南市行財政改革審議会 雲南市の行財政改革の推進を図り、効果的かつ効率的で質の高い市政を推進するため設置。	15	4	26.7 ↑	15.4

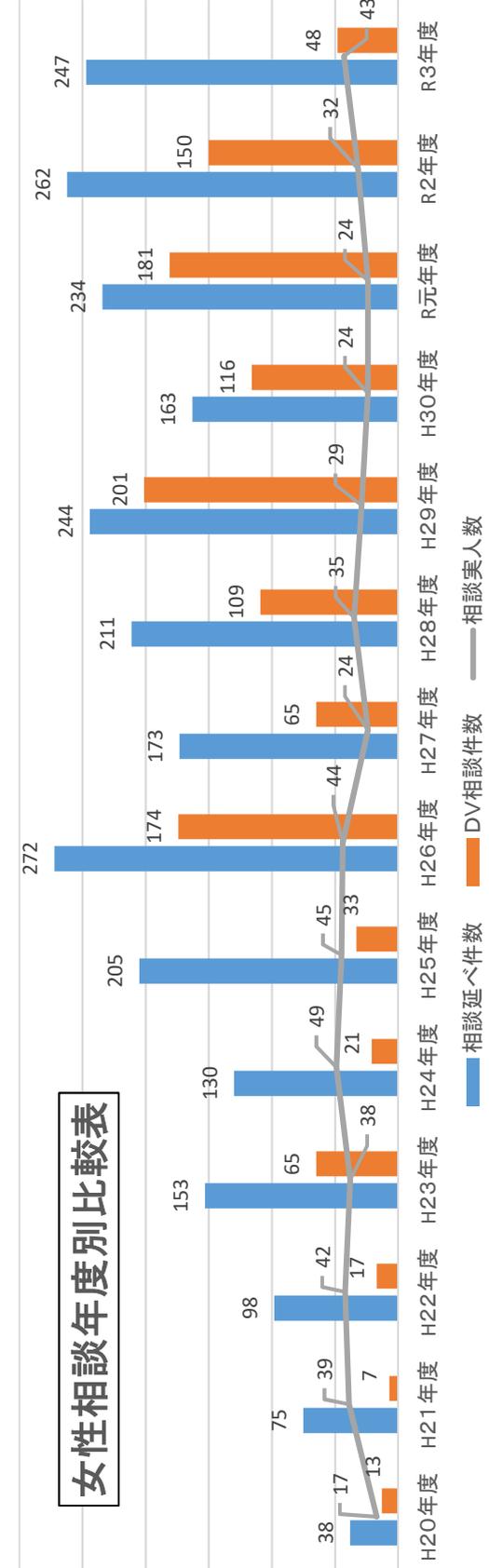
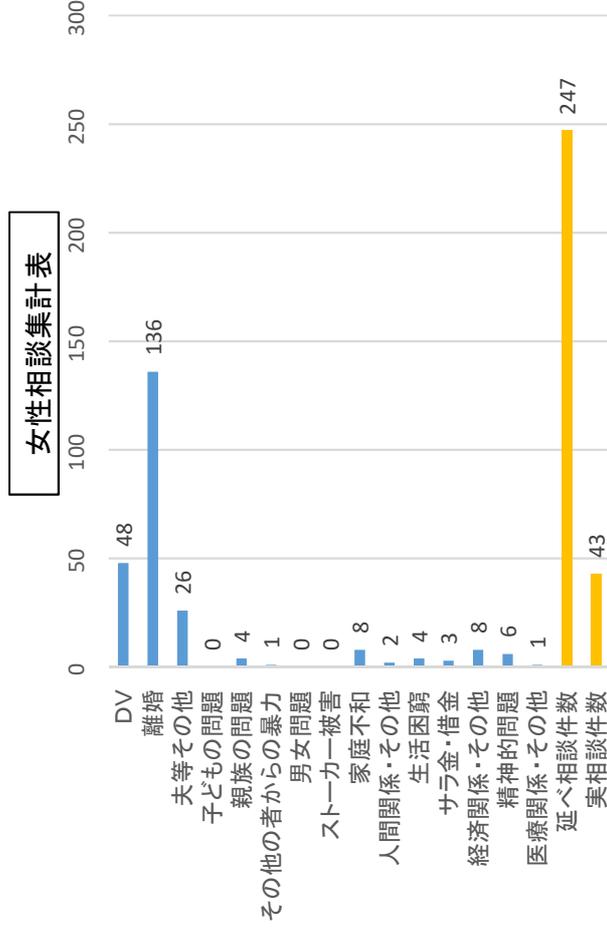
審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R3.3月 未割合
13 雲南市人権センター運営審議会 人権センターの事業計画及び運営に関して必要な事項の審議を行う。	15	4	26.7	26.7
14 人権擁護委員 ※委員により任期が異なる 法務大臣から委嘱。人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行う。	14	4	28.6 ↓	35.7
15 保護司 ※委員により任期が異なる 法務大臣から委嘱。犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防をはかる活動を行う。	31	11	35.5 ↓	36.4
16 雲南市男女共同参画推進委員会 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議する。	15	11	73.3 ↑	53.8
17 雲南市防災会議 災害対策基本法に基づき、雲南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するなどの事務をつかさどる。	34	7	20.6 ↑	8.6
18 雲南市交通指導員 雲南市における道路交通の安全を確保するため、交通の安全指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努める。	31	3	9.7	9.7
19 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺環境への影響及び安全対策等を把握し、市民の安全及び健康の確保等、市民の意見を原子力安全対策に反映する。	35	5	14.3 ↑	11.4
20 雲南市環境審議会 市長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民が健全なる心身を保持するための施策又は基本的事項について調査審議する。	12	2	16.7 ↑	8.3
21 雲南市国民健康保険運営協議会 国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、保険納付、保険料の徴収など、市が処理する事務に係る受容事項について審議する。	20	5	25	25
22 民生委員・児童委員 厚生労働大臣から委嘱。民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。	142	53	37.3	37.3
23 健康福祉部所管指定管理候補者選定委員会 健康福祉部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。	6	0	0	0
24 民生委員推薦会 民生委員・児童委員の推薦を行う。	7	2	28.6	28.6
25 雲南市養護老人ホーム入所判定委員会 老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所措置を適正に実施するため設置。	5	1	20	0

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R3.3月 末割合
26 雲南市健康づくり推進協議会 市民との協働による総合的な健康づくりを推進し、市民各人が生涯を通じて生きがいをもって生活できる健康福祉の実現を図るため設置。	19	6	31.6	31.6
27 雲南市予防接種健康被害調査委員会 雲南市が行った予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため設置。	5	0	0	0
28 身体教育医学研究所うなん運営委員会 研究所運営の適正化を図る。	19	4	21.1 ↑	20
29 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会 制度の運営及び共済給付に関する審査等、重要事項を処理する。	10	2	20	20
30 雲南市企業立地審査会 助成金等の認定について適正の確保を図る。	8	2	25	25
31 雲南市地域経済振興会議 雲南市中小企業振興基本条例の理念の実現及び基本的施策の実施について調査、審議するため設置。	12	3	25	25
32 雲南市勤労青少年ホーム運営審議会 市長の諮問に応じ、ホームの運営に関する事項を調査審議し、意見を答申する。	8	2	25	25
33 雲南市営住宅入居者選考委員会 雲南市営住宅の入居者の選考の適正を期するため、設置。	6	3	50 ↑	16.7
34 雲南市都市計画審議会 都市計画法によりその権限に属せられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	15	1	6.7	6.7
35 雲南市学校給食調理業務等委託評価委員会 雲南市学校給食調理業務等の民間委託について、事業の評価を行うため設置。	9	3	33.3 ↓	60
36 雲南市図書館協議会 市民の方々と専門的な知識を有する方々の幅広い意見を図書館運営に反映し、図書館サービスを向上させることを目的に設置。	14	11	78.6 ↑	76.9
37 社会教育委員 社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする。	11	5	45.5 ↑	36.4
38 雲南市スポーツ推進委員 市におけるスポーツの推進を図るため、実技及び指導・組織の育成などを行う。	43	9	20.9 ↑	18.6
39 雲南市指定管理候補者選定委員会（教育委員会） 教育委員会において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。	6	1	16.7	16.7

審議会名	現員数	女性の委員数	割合 (%)	R3.3月 末割合
40 雲南市文化財保護審議会 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会へ建議する。	7	1	14.3	14.3
41 雲南市重要有形民俗文化財菅谷たたら山内保存整備審議会 重要有形民俗文化財菅谷たたら山内の保存整備及び活用を図るため設置。	8	1	12.5	12.5
42 幡屋財産区管理会 幡屋財産区の財産区管理会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。	7	0	0	0
43 雲南市立病院新公立病院改革プラン評価委員会 雲南市立病院新公立病院改革プランの実施状況、その他プランに関わる必要な事項について点検・評価を行うため設置。	10	2	20	20
44 建設部指定管理候補者選定委員会 建設部において地方自治法に規定する指定管理者の選定及び評価を公正かつ適正に行うため設置。	6	1	16.7	16.7
45 雲南市空き家対策協議会 条例に規定する計画の作成及び変更並びに実施、特定空き家等の判断及び措置の方針、その他空き家対策の推進に関することを協議するため設置。	10	3	30	30
46 身体教育医学研究所うなん倫理審査委員会 倫理審査委員会は、研究者等の研究計画、研究経過及び研究計画変更等について審査する。	7	1	14.3	—
47 雲南市学校給食調理業務等委託候補者選定委員会 学校給食調理業務等委託候補者の選定するため設置。	7	2	28.6	—
48 雲南市行政不服審査会 審査請求についての決裁の客観性・公平性を確保するために設置。	5	2	40	—
49 雲南市いじめ問題対策連絡協議会 市内小中学校に在籍する児童及び生徒のいじめ防止等の取組について協議するため設置。	17	9	52.9	—
	768	207	27.0 ↑	24.4

令和3年度 雲南市女性相談集計表・年度別比較表 【R4年3月末現在】

DV	48
離婚	136
夫等その他	26
子どもの問題	0
親族の問題	4
その他の者からの暴力	1
男女問題	0
ストーカー被害	0
家庭不和	8
人間関係・その他	2
生活困窮	4
サラ金・借金	3
経済関係・その他	8
精神的問題	6
医療関係・その他	1
延べ相談件数	247
実相談件数	43



用 語 解 説

用 語	解 説
DV（ドメスティック・バイオレンス） （P. 3）	日本語に直訳すると「家庭内の暴力」となり、一般的には「配偶者または同居などで事実婚関係にある男女、または元配偶者など親密な関係にあった男女からふるわれる暴力」とされています。具体的には殴る、蹴る、刃物をつきつけるなどの「身体的暴力」、大声で怒鳴る、無視するなどの「精神的暴力」、手紙やメールをチェックする、友人とのつきあいを監視するなどの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性行為の強要や避妊しないなどの「性的暴力」があります。DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり決して許されません。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者は一時保護や保護命令の申請などが可能になりました。
固定的性別役割分担意識（P. 8）	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのことをいいます。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）
ジェンダー（P. 8）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）
メディア・リテラシー（P. 9）	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）
エンパワメント（能力育成・開発） （P. 9）	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることをいいます。（内閣府第5次男女共同参画基本計画より）
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）と

用語	解説
<p>(性と生殖に関する健康と権利) (P. 10)</p>	<p>は、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時について責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がされなければならない。」とされています。(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)</p> <p>またリプロダクティブ・ヘルスは、生殖年齢にある男女のみならず、思春期以後、生涯にわたる性と生殖に関する健康を意味し、子どもを持たないライフスタイルを選択する人々を含めた、すべての個人に保障されるべき健康概念です。具体的には、思春期保健、生殖年齢にあるカップルを対象とする家族計画と母子保健、人工妊娠中絶、妊産婦の健康、HIV/エイズを含む性感染症、不妊、ジェンダーに基づく暴力等を含みます。</p> <p>(日本国際保健医療学会/国際保健用語集より)</p>
<p>認定こども園 (P. 10)</p>	<p>幼稚園と保育所の良い面を活かし、両方の役割を担う施設であり、保護者の就労形態に関わらず子どもたちの保育と教育の場として利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型こども園：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ ・幼稚園型こども園：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ ・保育所型こども園：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ <p>(島根県公式ホームページより)</p>

用 語	解 説
<p>パースデープロジェクト (P. 12)</p>	<p>島根県助産師会の助産師を講師に招き、ごく自然に伝える性(生)の出前講座のことです。内容は、歌、踊り、語り、紙芝居、劇を通して、子どもたち(または親子)に「命の大切さ」を伝える楽しい講座で、幼児期から命や性(生)について考える機会を作るものとなっています。これは必ず実施するカリキュラムのようなものではなく、各施設でその年度の児童や保護者の状況に応じて実施するものです。</p>
<p>LGBTQ (P. 12)</p>	<p>レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。</p>
<p>島根県ひとにやさしいまちづくり条例 (P. 13)</p>	<p>島根県が平成10年6月30日に公布、平成12年4月1日から実施した条例。「高齢者や障がい者の方々が生活しやすいまちはすべての人が生活しやすいまちである」という認識のもとに、誰もが安心して自由に出かけられるまちをめざすことを宣言するものです。</p> <p>条例のポイントは、①多くの人々が利用する施設を公共的施設とし、だれもが安全に利用できるようにするための整備基準を定めている。豊かな自然に囲まれた島根県の特性に配慮し、河川や海岸の公共的施設に盛り込んでいく。②特に公共性が高く、高齢者や障がい者の方々が利用しやすいように整備を行うことが必要な施設を「特定公共的施設」とし、これらの施設の所有者や管理者に施設の新増築等の際には事前に届け出るように求めている。③整備基準に適合する施設については、事業者からの申請により適合証を交付することとしている。が挙げられます。(島根県公式ホームページより)</p>
<p>ライフステージ (P. 14)</p>	<p>人間の一生を段階によって区分すること。通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分けています。</p>
<p>ゲートキーパー (P. 14) つなぐゲートキーパー養成講座 気づくゲートキーパー養成講座</p>	<p>ゲートキーパー = 門番</p> <p>自死の可能性の高い人の早期発見、早期対応を図るため自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及したり、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人のことです。</p>

用 語	解 説
	<p>ゲートキーパーとなる方を地域で増やすため養成講座を開催しており、「つなぐ」は受けた相談をいかに次につなげるかという内容で、主に民生児童委員が受講。「気づく」は心に優しいまちづくりをするにはという資料を用い、地域の方々と開催しています。</p>
<p>子育て応援ストレッチ (P. 14)</p>	<p>産後のお母さんの体の痛みや不調の上位を占める「肩こり」、「手首の痛み」、「腰痛」に効果的なストレッチのことで、身体教育医学研究所うんなんで動画やリーフレットを使って保護者へ紹介しています。</p>
<p>性差医療 (P. 14)</p>	<p>健康及び病気に関わる病態生理について男女差を研究し、病気の診断や治療及び予防に役立てようとする医療のことを言います。(小学館 日本大百科全書(ニッポニカ)より)</p>
<p>デートDV (P. 16)</p>	<p>高校生や大学生など若い世代における「交際相手(恋人)からの暴力」「結婚していない男女間での暴力行為」のことをいいます。(島根県資料より)</p> <p>内閣府が令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した方は、女性16.7%、男性8.1%でした。同居する交際相手からの暴力の被害を受けたことが「あった」と回答した人は、女性39.2%、男性36.7%と約4割にものぼります。暴力には、配偶者からの暴力と同様に「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」などが含まれています。内閣府では、若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供することが、男女間における暴力の防止に有用であると考え、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発の実施を目的に、予防啓発プログラムの開発などを行っています。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)</p>
<p>ハラスメント (P. 19)</p>	<p>他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。</p> <p>セクシュアル・ハラスメント…、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。</p> <p>パワー・ハラスメント…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、</p>

用 語	解 説
	<p>業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。</p> <p>マタニティ・ハラスメント…働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのことを指します。</p> <p>モラルハラスメント…言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをいいます。</p> <p>カスタマーハラスメント…顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいいます。</p>
病後児保育 (P. 29)	<p>病気の回復期のお子さんを保護者の勤務、出産、冠婚葬祭などにより家庭で保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業です。(かかりつけ医による診断書が必要)</p>
病児保育 (P. 29)	<p>病気の回復期に至らないが症状の急変が認められないお子さんを保護者の勤務、出産、冠婚葬祭などにより家庭で保育が困難な場合に、一時的にお預かりする事業です。(かかりつけ医による診断書が必要)</p>
子ども家庭支援センター「すワン」 (P. 29)	<p>雲南市に開設された子育ての総合相談窓口で、様々な相談に応じ、課題解決に向けてのお手伝いをしています。</p> <p>例えば特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒について相談支援の要請を受けた場合、保育・授業場面の観察や相談、心理検査などの特別支援教育に関する教育相談を実施するなどの対応をしています。</p>
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) (P. 30)	<p>家庭責任を果たしたり、健康保持、自己研修等のため、文字通り、仕事と生活のバランスを整えることです。要すれば、「働き方の見直し」を行うことですが、単に労働時間を短くするというのではなく、仕事の進め方や時間管理の効率化を進めると共に、短時間勤務、フレックスタイム制、在宅勤務、多目的な長期休業などの多様な時間制度を選択できる柔軟な就業環境を整えることを指します。(内閣府男女共同参画局作成の資料より)</p>
ロールモデル (P. 34)	<p>具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材をいいます。</p>

用語	解説
<p>ポジティブ・アクション (積極的改善措置) (P. 35)</p>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となります。</p> <p>(内閣府第5次男女共同参画基本計画より)</p>
<p>親学プログラム (P. 40)</p>	<p>島根県立東部・西部社会教育研修センターで開発した地域における子育て支援・家庭教育支援に活用できる学習プログラムです。参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことをねらいとしています。</p>
<p>「夢」発見プログラム (キャリア教育推進プログラム) (P. 40)</p>	<p>雲南市では「キャリア教育」を、『子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性・持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育』と考えています。キャリア教育を推進するため策定された『キャリア教育を基盤として、幼児期から高校までに「育てるべき力」を、発達段階に応じて系統的に示した雲南市独自のキャリア教育プログラム』を、『「夢」発見プログラム』と命名しています。</p>
<p>ノーマライゼーション (P. 45)</p>	<p>障がい者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人々を包含するのが通常社会であり、他の人たちと同等の権利を享受し、共に生活し活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。</p>
<p>多文化共生推進プラン (P. 46)</p>	<p>「雲南市多文化共生推進プラン」とは、雲南市における多文化共生推進の意義や基本的な考え方を明確化したもの。プランに基づき誰もが平和で心豊かに暮らせるまちづくりを進め、外国人住民等もまちづくりに主体的に関わることができることを基本に、それぞれの文化や背景を尊重しながら安心して生活でき、さらに活躍できるまちを目指す計画です(令和2年3月策定)。</p>

用 語	解 説
生活困窮者自立支援法 (P. 50)	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律（平成 25 年法律第 105 号）。2013 年（平成 25）12 月成立、平成 27 年 4 月施行。生活困窮者とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者のことをいいます。法律では福祉事務所設置自治体の実施主体となり、対象者に向けて以下の五つの支援事業を行うことを定めています。(1) 自立相談支援事業 就労支援や自立の相談に応じます。(2) 住宅確保給付金の支給 離職などにより、住宅を失った生活困窮者に家賃相当の給付金を支給します。(3) 就労準備支援事業 就労に必要な訓練を有期で実施します。(4) 一時生活支援事業 住居のない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所を提供します。(5) 家計相談支援事業 家計に関する相談、家計管理に関する指導、資金貸付けの斡旋(あっせん)などを行います。</p>

雲南市男女共同参画推進条例

平成16年11月1日

条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女共同参画はすでに世界の大きな流れであり、国際連合における国際的な合意に基づくものであるとともに、これまで男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国内外において進められてきた。

しかし、社会のあらゆる分野において性別によって役割を分ける社会通念、慣習、しきたりがいまなお根深く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

一方、少子高齢化や家族・地域社会の変化、情報技術等の急速な進展により、女性の社会進出が一層求められている。国においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の形成は21世紀の最重要課題と位置付けられている。

このような状況を踏まえ、雲南市においても、男女共同参画社会の形成は新しい価値の創造であり、市民の誰もが安心して生き生きと豊かに暮らしていくためには、地域の特性に応じた男女共同参画の総合的かつ計画的な推進について、市、市民及び事業者が協力、連携して取り組むことが重要である。

ここに雲南市の男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を目指す。

（目的）

第1条 この条例は、法にのっとり、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快を与えその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく平等に扱われ、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること及びその他の男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、固定的な性別役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において多様な生き方を選択することができることを基本として行われなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策方針の決定、計画の立案等に男女が共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に家事、育児、介護について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成促進の取り組みが国際的協調の下で推進されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭・職場・地域社会・学校などで固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努め、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、市が実施する男女共同参画の推進のための施策に積極的に協力、協働するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭生活における活動、その他の活動とを両立して行うことができる職場環境にするよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、市から要請があったときには男女共同参画の推進状況を明らかにするよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、社会、職場、家庭、学校、地域等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 夫婦間を含むすべての男女間における身体的、精神的、性的及び経済的等すべての暴力や虐待を禁止する。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報の表現で、男女間における暴力的行為やセクシュアル・ハラスメントを助長したり、連想させるようなものは行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、法第14条第3項に基づき雲南市の男女共同参画に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 前項の男女共同参画計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映できるよう努めるとともに、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(施策の実施等に当たっての配慮)

第10条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画推進月間)

第11条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(教育における配慮)

第13条 市は、学校教育及び生涯教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

(市民及び事業者への支援)

第15条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(相談及び苦情への対応)

第16条 市長は、性別に基づく差別、人権の侵害、男女間における暴力的行為などに関する相談及び苦情に対する助言、指導を行う苦情相談窓口を置き、他の苦情処理機関等と連携をとり、相談者に対し必要な支援を行うなど解決に努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、雲南市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、調査研究の結果を公表するものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、雲南市男女共同参画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第16条第2項によりその権限に属させられた事務

3 男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

雲南市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年11月1日

規則第9号

改正 平成17年9月30日規則第29号

平成21年4月1日規則第34号

平成23年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例（平成16年雲南市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進委員)

第2条 条例第19条に規定する推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、15人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進委員会)

第4条 推進委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、推進委員のうちから互選する。

3 会長及び副会長は、それぞれ性別を異にする者とする。

4 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、推進委員会へ委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進委員会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進委員会は、推進委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は出席推進委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(推進委員会の部会)

第6条 推進委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき推進委員は、会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する推進委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を推進委員会に報告しなければならない。

5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとする。

(資料の提出その他の協力)

第7条 推進委員及び推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者に意見を求め、又は資料の提出及び協力

を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、人権推進室において処理する。

(苦情相談窓口)

第9条 条例第16条に規定する苦情相談窓口は、人権推進室に置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定に関わらず、当初の委員の任期は市長が委嘱した日から平成19年3月31日までとする。

附 則(平成17年9月30日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日規則第34号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第33号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

雲南市男女共同参画センターの設置に関する規則

平成20年3月25日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲南市男女共同参画推進条例(平成16年雲南市条例第12号)の規程に基づき、雲南市における男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画の確立や女性問題の解決に向けた支援等を行う雲南市男女共同参画センター(以下「センター」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 雲南市男女共同参画センター

位置 雲南市木次町新市3番地

(所掌事務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画意識の普及に関すること。
- (2) 男女共同参画促進のための人材育成に関すること。
- (3) 女性に対する暴力への対策に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第4条 センターに所長、その他必要な職員を置き、雲南市人権センター職員をもって充てる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

雲南市男女共同参画推進本部要綱

平成20年6月25日

訓令第10号

改正 平成21年4月1日訓令第10号

平成23年3月31日訓令第10号

平成23年3月31日訓令第22号

平成27年3月23日訓令第9号

平成29年3月27日訓令第1号

平成31年3月22日訓令第2号

(設置)

第1条 雲南市男女共同参画推進条例（平成16年雲南市条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、雲南市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進本部は、雲南市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 雲南市男女共同参画計画における具体的施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるものの他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長及び教育長
- (3) 本部員 別表第1に掲げる職にある者

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(連絡会)

第6条 推進本部に連絡会を置く。

2 連絡会は、推進本部の指示することについて、調査及び検討するものとする。

3 連絡会委員は、別表第2のとおりとする。

4 連絡会に会長をおき、会長は連絡会に属する会員のうちから本部長が指名する。

5 会長は、連絡会の事務を掌理し、連絡会において、調査、検討した結果を本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部人権推進室において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年5月23日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第10号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第22号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

雲南市男女共同参画推進本部本部員名簿

役職	職名
本部員	政策企画部長
〃	総務部長
〃	防災部長
〃	市民環境部長
〃	健康福祉部長
〃	子ども政策局長
〃	農林振興部長
〃	産業観光部長
〃	建設部長
〃	会計管理者
〃	議会事務局長
〃	水道局長
〃	教育委員会教育部長
〃	雲南市立病院事業管理者
〃	雲南市立病院事務部長
〃	監査委員事務局長
〃	大東総合センター所長
〃	加茂総合センター所長

〃	木次総合センター所長
〃	三刀屋総合センター所長
〃	吉田総合センター所長
〃	掛合総合センター所長
〃	総務部次長

※事務局：総務部人権推進室

別表第2（第6条関係）

雲南市男女共同参画推進本部連絡会委員名簿

所属	職名
政策企画部	次長
総務部	次長
	人事課課長
防災部	次長
市民環境部	次長
健康福祉部	次長
子ども政策局	次長
農林振興部	次長
産業観光部	次長
建設部	次長
水道局	次長
教育委員会	次長
雲南市立病院	事務部次長

※次長がない場合は課長が委員となる

雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議会則

(名称)

第1条 本会は、雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭、地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修・啓発の実践活動に関すること。
- (2) 講演会、研修会の開催に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体等との連携に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同する雲南市男女共同参画推進委員会委員、オブザーバー委員及び島根県男女共同参画サポーター並びに男女共同参画に関係する機関、団体の代表者及び個人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に会長1名、副会長1名、事務局長1名を置く。

(役員を選出)

第6条 本会の役員は、会員の互選により会議において選出する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し、役員に欠員が生じたときは、後任者をもってこれにあて、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。また会議の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、事務局長の所属する雲南市男女共同参画センター内に置き、会務を処理する。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会議において別に定める。

附 則

この会則は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年6月4日から施行する。

発行編集 雲南市男女共同参画センター

〒699-1334

島根県雲南市木次町新市3番地

T E L : 0854-42-1767 F A X : 0854-42-1839

E - mail : danjyokyoudou@city.unnan.shimane.jp

